

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月24日
【会社名】	株式会社Gunosy
【英訳名】	Gunosy Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 最高経営責任者 福島 良典
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	(03)6455-4560 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 最高財務責任者 伊藤 光茂
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	(03)6455-4560 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 最高財務責任者 伊藤 光茂
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額
	ブックビルディング方式による募集 4,522,000,000円
	売出金額
	(引受人の買取引受による売出し)
	ブックビルディング方式による売出し 3,663,200,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)
	ブックビルディング方式による売出し 1,347,480,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の 払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時に おける見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	3,500,000 (注) 2	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1. 平成27年3月24日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成27年4月8日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
- 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

平成27年4月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成27年4月8日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	3,500,000	4,522,000,000	2,447,200,000
計(総発行株式)	3,500,000	4,522,000,000	2,447,200,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成27年3月24日開催の取締役会決議に基づき、平成27年4月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,520円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は5,320,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成27年4月20日(月) 至 平成27年4月23日(木)	未定 (注) 4	平成27年4月27日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成27年4月8日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年4月17日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成27年4月8日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成27年4月17日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成27年3月24日開催の取締役会において、増加する資本金の額は平成27年4月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成27年4月28日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、平成27年4月10日から平成27年4月16日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 麹町支店	東京都千代田区麹町六丁目2番6号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成27年4月27日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
計		3,500,000	

- (注) 1. 平成27年4月8日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成27年4月17日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,894,400,000	28,000,000	4,866,400,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,520円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額4,866,400千円については、新規ユーザー獲得のための広告宣伝費として広告宣伝活動に係る資金に充当(平成27年5月期に91,800千円、平成28年5月期に2,588,700千円、平成29年5月期に2,185,900千円)予定であります。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成27年4月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち 入札による売出し			
	入札方式のうち 入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	2,410,000	3,663,200,000	Orchard Boulevard, Singapore 木村 新司 2,100,000株 東京都中央区 福島 良典 50,000株 東京都文京区 吉田 宏司 50,000株 東京都中央区 関 喜史 50,000株 神奈川県川崎市中原区 垣内 伸也 50,000株 東京都大田区 三尾 正人 50,000株 東京都港区 竹谷 祐哉 30,000株 東京都中野区 石橋 雅和 30,000株
計(総売出株式)		2,410,000	3,663,200,000	

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,520円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1 (注)2	未定 (注)2	自 平成27年 4月20日(月) 至 平成27年 4月23日(木)	100	未定 (注)2	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都中央区日本橋一丁目9番 1号 野村證券株式会社	未定 (注)3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成27年4月17日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	886,500	1,347,480,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 886,500株
計(総売出株式)		886,500	1,347,480,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,520円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1	自 平成27年 4月20日(月) 至 平成27年 4月23日(木)	100	未定 (注)1	野村証券株 式会社の本 店及び全国 各支店		

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である垣内伸也及び三尾正人(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、886,500株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を、平成27年5月22日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、平成27年4月28日から平成27年5月19日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主であるB Dash Fund 1号投資事業有限責任組合、B Dash Fund 2号投資事業有限責任組合、佐藤完、株式会社オプト及び株式会社セプテーニは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成27年7月26日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。)を行わない旨合意しております。

また、売出人かつ貸株人である垣内伸也及び三尾正人、売出人である木村新司、福島良典、吉田宏司、関喜史、竹谷祐哉及び石橋雅和、並びに当社の株主である伊藤光茂、青木直子は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成27年7月26日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)を行わない旨合意しております。


また、当社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の平成27年10月24日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

- (1) 表紙に当社が提供するアプリケーションソフト「Gunosy（グノシー）」に係るロゴマーク  を記載いたします。

- (2) 裏表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

- (3) 表紙の次に「1 事業の概況」～「3 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 事業の概況

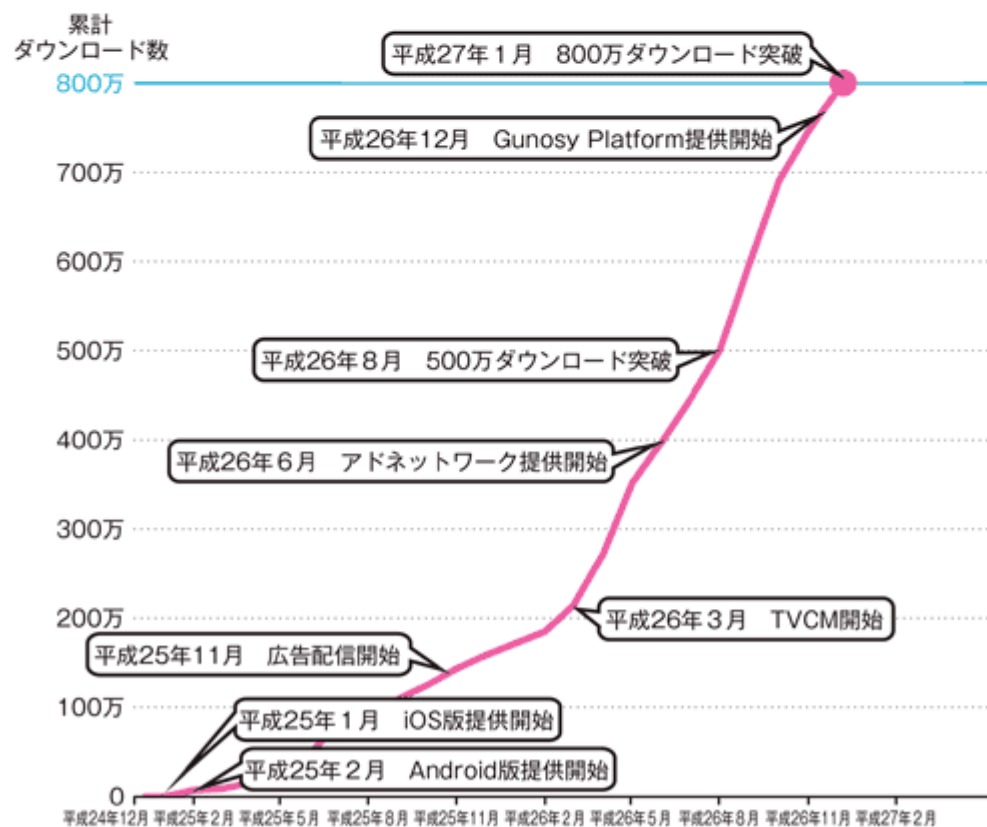
当社は、「情報を世界中の人に最適に届ける」を企業理念に掲げ、インターネット上に存在する膨大な量の情報の中から、ユーザーの興味・関心にあわせてパーソナライズ化された情報を配信する情報キュレーションアプリ(注)「Gunosy (グノシー)」の運営を行っております。

「Gunosy (グノシー)」は、「網羅性」、「速報性」、「パーソナライズ性」の3点に着目し、多くのニュースサイトやブログ等にある膨大な情報群から、アルゴリズムによる機械学習によってユーザーの興味・関心を分析・学習し、ユーザーの求める情報を配信しております。

なお、当社の展開する事業は、「Gunosy (グノシー)」の運営事業であるメディア事業のみの単一セグメントとなっております。

平成25年1月にiOSアプリで配信を開始した「Gunosy (グノシー)」は、順調にダウンロード数を伸ばし、平成27年1月には累計800万ダウンロードを突破するまで成長しました。

(注) 情報キュレーションアプリとは、インターネット上に存在する様々な情報群から、特定の基準に基づき情報を収集し配信するアプリケーションソフトであります。

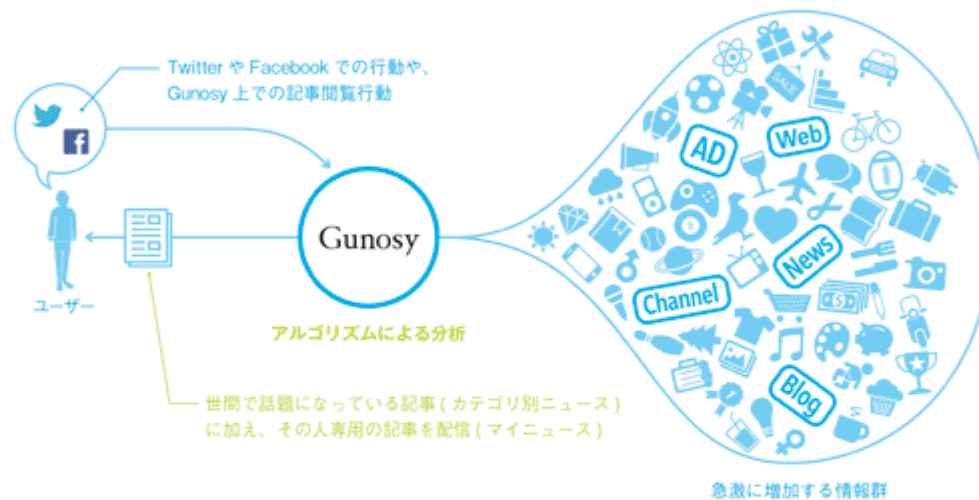


(注) ダウンロード数は当社集計

2 事業の内容

昨今のわが国においては、急速な通信インフラの発達やスマートフォンの普及等により、流通する情報量が急激に増加しております。しかしながら、ユーザーが閲覧（消費）できる情報量には限りがあり、必要とする情報が必要な人々に適切に届けられていない状況が生じていると考えられます。

このような環境の下、当社が提供するサービス「Gunosy（グノシー）」は、多くのニュースサイトやブログ等にある膨大な情報群から、「網羅性」、「速報性」、「パーソナライズ性」の3点に着目し、アルゴリズムによる機械学習によってユーザーの興味・関心を分析・学習し、ユーザーの求める情報を配信しております。「Gunosy（グノシー）」の主な機能は、下記をご参照ください。



「Gunosy（グノシー）」の主な機能

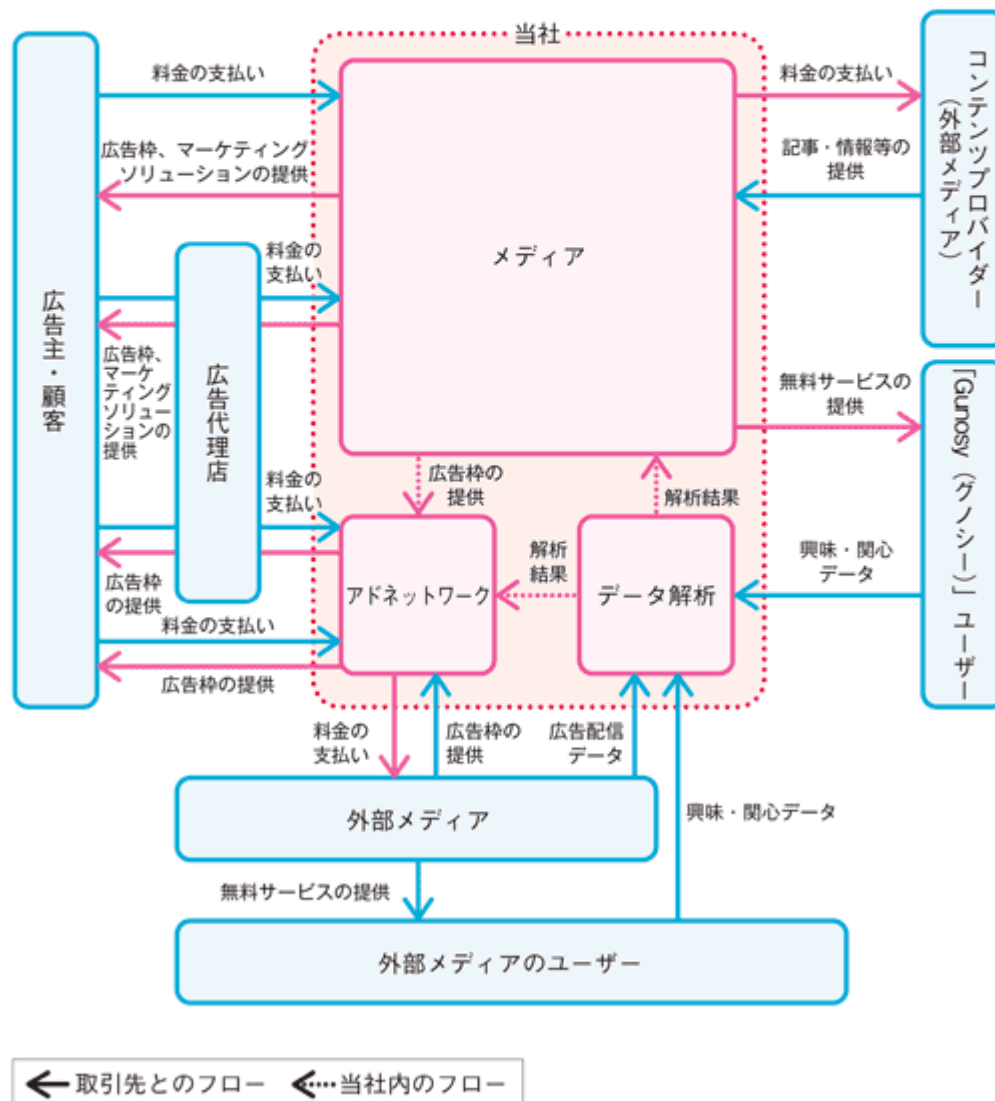
機能	内容
「マイニュース」	TwitterやFacebookでの行動や、記事の既読傾向から各ユーザーの興味を分析し、ユーザーにとって最適な記事を配信する機能
「カテゴリ別ニュース」	世間で話題になっているニュースやブログ等の記事をカテゴリ別に配信する機能(例「エンタメ」「スポーツ」「経済」「政治」など)
「チャンネル」	当社と提携したコンテンツパートナーの提供する特定のニュースを配信する機能

「Gunosy（グノシー）」サービスイメージ図



当社は、「Gunosy（グノシー）」による情報配信を通じ、ユーザーの興味・関心に関するデータを蓄積しております。当該データを利用し、広告主に対し、費用対効果の高い広告商品（「Gunosy Ads」）を提供しております。また、その他顧客の商品やサービスの販売促進となる各種マーケティングソリューションを提供し、「Gunosy（グノシー）」のスマートフォンにおけるプラットフォームとしての地位確立を推進しております。さらに、蓄積されたデータの活用により、他のメディア上での広告効果を高めることができるとの考えに基づき、スマートフォンに特化したアドネットワークを構築し、広告配信を行っております。

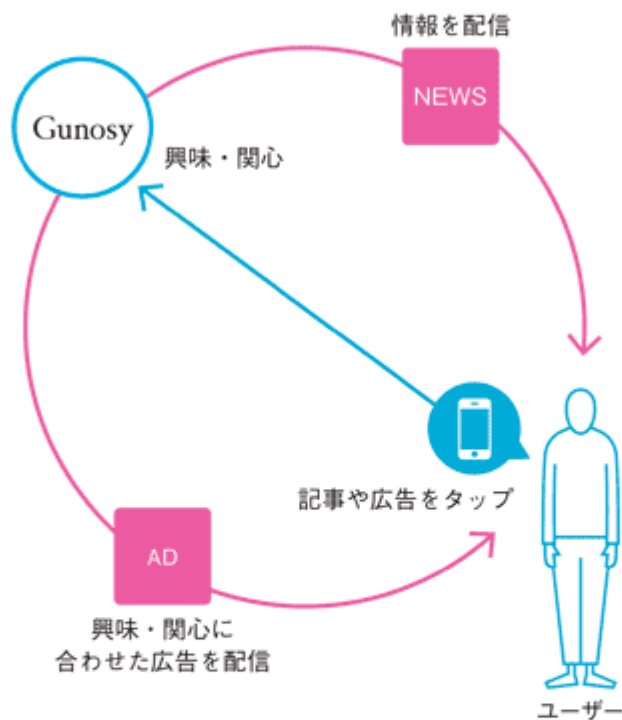
事業系統図



当社の主要なサービス

①広告配信

「Gunosy Ads」は、「Gunosy (グノシー)」上における広告商品です。「Gunosy (グノシー)」を通じて独自に蓄積されたユーザーの興味・関心に関するデータを活用し、広告主の商品やサービスとの親和性が高いユーザーに広告配信を行うことが可能であります。CPC課金型（一定回数クリックされるまで広告掲載を行う方式）、CPM課金型（一定回数表示されるまで広告掲載を行う方式）の2種類の課金方法にて提供しており、広告主から広告収入を得ております。



②マーケティングソリューション

当社は、平成26年12月から「Gunosy (グノシー)」上で、顧客の商品やサービス等の販売を促進するソリューションサービスを「Gunosy Platform」として提供しております。

サービスラインナップは順次拡充予定であります。スマートフォンにおけるプラットフォームとしての地位確立を推進してまいります。

③アドネットワーク

当社の強みは、ユーザーの興味・関心を分析し、日々学習することにあります。これらによって蓄積されたデータは、当社のサービス「Gunosy (グノシー)」上での広告配信のみならず、他のメディアの広告効果を高めるものと考えております。このような考えに基づき、当社はスマートフォンに特化したアドネットワーク（複数の広告配信可能なメディアを束ねて一括して配信する仕組み）を構築し、広告主の広告効果を高める広告配信を行っております。

今後の取り組み

当社は創業以来、「情報を世界中の人に最適に届ける」を企業理念に掲げ、情報キュレーションアプリ「Gunosy (グノシー)」の開発・運営を行って参りました。情報の収集・整理を、人の手ではなく、アルゴリズムを含む人工知能のテクノロジーで代替することで、収益性と中立性の高いメディアづくりを行っております。平成24年11月の会社設立以降、広告宣伝活動を積極的に行い、ユーザー獲得を推進し、蓄積されたユーザーデータを基に、日々UI/UXの改善を行っております。平成25年11月からは広告配信を開始して収益化に踏み切り、継続的な広告宣伝活動への資金投下が可能な事業環境を構築して参りました。さらに平成26年11月には「Gunosy 5,000万人都市構想」というビジョンを掲げ、「Gunosy Platform」の提供を開始しました。今後、ニュース記事だけに限らず、配信する情報領域を拡張して参ります。情報の閲覧のみに限らず、「Gunosy (グノシー)」を通じ商品やサービスの予約・購買まで一貫して行える仕組みを提供することにより、更なるユーザーの獲得、広告収益の増加と新たな収益基盤の拡大に取り組んでおります。

今後、サービスラインナップの拡充を順次行い、スマートフォンにおけるあらゆる情報のプラットフォームとしての地位確立に向けて、努力して参ります。また、当社がこれまで培ってきたアルゴリズム開発の技術や、収益性の高いメディア運営のノウハウを活かし、社会的な課題を解決できる独自のサービスの創出に取り組んで参ります。

今後のサービス展開イメージ



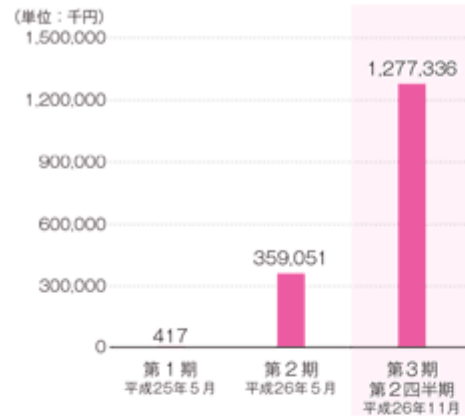
3 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

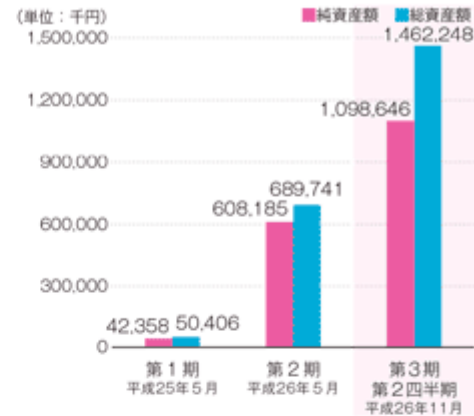
回次		第 1 期	第 2 期	第 3 期 第 2 四半期
決算年月		平成25年 5 月	平成26年 5 月	平成26年11 月
売上高	(千円)	417	359,051	1,277,336
経常損失 (△)	(千円)	△45,131	△1,365,603	△300,094
当期 (四半期) 純損失 (△)	(千円)	△45,221	△1,393,673	△301,239
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—
資本金	(千円)	43,865	1,023,615	1,419,465
発行済株式総数				
普通株式		1,228	122,800	122,800
A種優先株式	(株)	—	17,500	17,500
B種優先株式		—	25,000	25,000
C種優先株式		—	6,300	18,480
純資産額	(千円)	42,358	608,185	1,098,646
総資産額	(千円)	50,406	689,741	1,462,248
1株当たり純資産額	(円)	3.45	△78.75	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期 (四半期) 純損失金額 (△)	(円)	△6.80	△93.37	△16.44
潜在株式調整後1株当たり 当期 (四半期) 純利益金額	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	84.0	88.2	75.1
自己資本利益率	(%)	—	—	—
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△29,330	△1,512,623	△197,488
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△2,430	△20,050	△111,811
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	74,577	1,952,611	788,929
現金及び現金同等物の 期末 (四半期末) 残高	(千円)	42,967	462,905	942,584
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	6 (—)	19 (1)	— (—)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期 (四半期) 純利益金額については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、かつ1株当たり当期 (四半期) 純損失金額であるため記載しておりません。
5. 第1期及び第2期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向については、それぞれ記載しておりません。
8. 当社は、平成24年11月14日設立のため、第1期は平成24年11月14日から平成25年5月31日までの6ヶ月と17日となっております。
9. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む) は年間平均人員を () 内にて外数で記載しております。
10. 第1期及び第2期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第3期第2四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
11. 平成26年12月15日付で、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式主にA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。またその後平成26年12月16日付で当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を消却しております。
12. 当社は平成26年12月26日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
13. 当社は、平成26年4月9日付で株式1株につき100株の割合で、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期 (四半期) 純損失金額を算定しております。

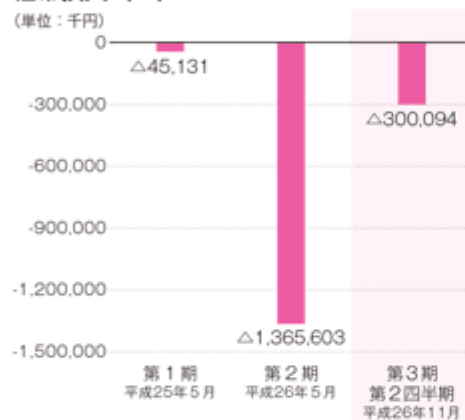
売上高



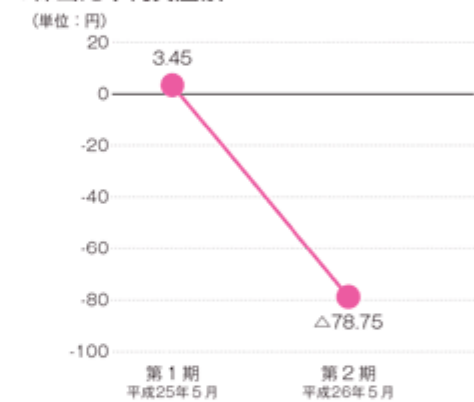
純資産額／総資産額



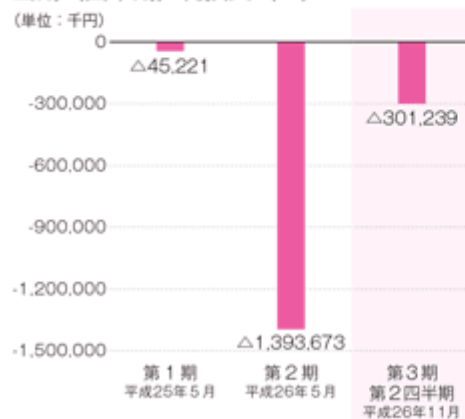
経常損失 (△)



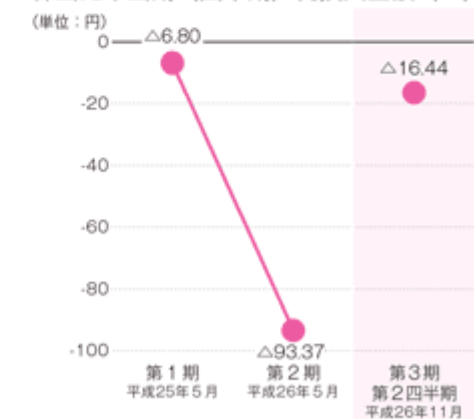
1株当たり純資産額



当期（四半期）純損失 (△)



1株当たり当期（四半期）純損失金額 (△)



(注) 当社は、平成26年4月9日付で株式1株につき100株の割合で、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期（四半期）純損失金額」の各グラフでは、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を記載しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期	第2期
決算年月	平成25年5月	平成26年5月
売上高 (千円)	417	359,051
経常損失() (千円)	45,131	1,365,603
当期純損失() (千円)	45,221	1,393,673
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)		
資本金 (千円)	43,865	1,023,615
発行済株式総数		
普通株式 (株)	1,228	122,800
A種優先株式		17,500
B種優先株式		25,000
C種優先株式		6,300
純資産額 (千円)	42,358	608,185
総資産額 (千円)	50,406	689,741
1株当たり純資産額 (円)	3.45	78.75
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	()	()
1株当たり当期純損失金額() (円)	6.80	93.37
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)		
自己資本比率 (%)	84.0	88.2
自己資本利益率 (%)		
株価収益率 (倍)		
配当性向 (%)		
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	29,330	1,512,623
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,430	20,050
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	74,577	1,952,611
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	42,967	462,905
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	6 ()	19 (1)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第1期及び第2期は、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、かつ、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
5. 第1期及び第2期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向については、それぞれ記載しておりません。
8. 当社は、平成24年11月14日設立のため、第1期は平成24年11月14日から平成25年5月31日までの6ヶ月と17日となっております。
9. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む)は年間平均人員を()内にて外数で記載しております。
10. 第1期及び第2期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
11. ユーザー獲得のため積極的な広告宣伝活動を実施したことにより、第1期は経常損失45,131千円、当期純損失45,221千円、第2期は経常損失1,365,603千円、当期純損失1,393,673千円となっております。
12. 平成26年12月15日付で、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主にA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。またその後平成26年12月16日付で当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を消却しております。
13. 当社は平成26年12月26日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
14. 当社は、平成26年4月9日付で株式1株につき100株の割合で、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

2 【沿革】

当社代表取締役最高経営責任者福島良典は、東京大学大学院に在籍中に、「情報を世界中の人に最適に届ける」という理念のもと、当社のサービスである「Gunosy（グノシー）」の基礎技術であるアルゴリズムを開発し平成23年10月よりサービスを提供開始いたしました。

その後、「Gunosy（グノシー）」の運営体制の強化を図ると共に信用力を向上させるため、平成24年11月14日に当社を設立いたしました。

設立以降の当社に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
平成24年11月	東京都港区六本木において株式会社Gunosy設立
平成24年12月	本社を東京都港区虎ノ門に移転
平成25年1月	Gunosy for iOSリリース
平成25年2月	Gunosy for Androidリリース
平成25年11月	広告配信システムを構築し、広告代理店を介した広告営業及び広告配信を開始
平成25年11月	本社を東京都港区芝に移転
平成26年4月	Gunosy 海外版リリース
平成26年6月	アドネットワークを構築し、サービスを開始
平成26年12月	Gunosy Platformを構築し、ニュース以外の各種情報やコンテンツサービスの提供を開始
平成26年12月	本社を東京都港区六本木に移転

3 【事業の内容】

当社は「情報を世界中の人に最適に届ける」を企業理念に掲げ、インターネット上に存在する膨大な量の情報の中から、ユーザーの興味・関心にあわせてパーソナライズ化された情報を配信する情報キュレーションアプリ（注1）「Gunosy（グノシー）」の運営と、「Gunosy（グノシー）」を通じたメディア事業を展開しております。

昨今のがわのインターネット利用環境は、モバイル及びPCともに急速に拡大を続けており、平成25年の1年間にインターネットを利用した利用者数は初めて1億人を超え、人口普及率は82.8%に達しております（総務省平成25年「通信利用動向調査」）。また、平成26年12月末時点で携帯電話契約件数は1億4,505万件に達し、その全ての携帯端末において高速データ通信が可能な状況と言われております（一般社団法人電気通信事業者協会発表）。とりわけ、スマートフォンについては急速に普及しており、平成26年12月末現在のスマートフォンの契約台数は6,544万件と前年同月末比で1,216万件増加しております（株式会社MM総研調べ）。

これらの急速な通信インフラの発達やスマートフォンの普及、また、ソーシャルネットワーキングサービス等の普及により、流通する情報量は急激に増加しております。しかしながら、ユーザーが閲覧（消費）できる情報量には限りがあり、必要とする情報が必要な人々に適切に届けられていない状況が生じております。これらの課題を解決するための重要なツールとして、従来から「Yahoo! JAPAN」や「Google」等の検索エンジンが広く普及しておりますが、一方で、ユーザー自身が自らの興味・関心を認識していない場合や、個人の検索スキルが不足している場合、検索エンジンでは必要な情報にたどりつくことができないと考えられます。

このような環境の中、当社の提供するサービス「Gunosy（グノシー）」は、「網羅性」、「速報性」、「パーソナライズ性」の3点に着目し、多くのニュースサイトやブログ等にある膨大な情報群から、アルゴリズムによる機械学習によってユーザーの興味・関心を分析・学習し、ユーザーの求める情報を配信しております。

当社は、「Gunosy（グノシー）」による情報配信を通じてユーザー数を拡大するとともに、ユーザーの興味・関心に関するデータを蓄積しております。蓄積されたユーザーの興味・関心という質的なデータは、当社の顧客の商品やサービスに興味・関心を持つターゲットユーザーの特定を可能としており、当社は、これらの強みに着目し、当社の顧客に対してより費用対効果の高い広告出稿を実施しております。その他、顧客の商品やサービスの販売促進となる各種マーケティングソリューションを提供し、「Gunosy（グノシー）」のスマートフォンにおけるプラットフォームとしての地位確立を推進しております。

なお「Gunosy（グノシー）」の累計ダウンロード（以下、「DL」という）数は、平成27年1月に800万DLに到達し、平成27年2月末時点で866万DLと順調に増加しております。

「Gunosy（グノシー）」の主な機能

機能	内容
「マイニュース」	TwitterやFacebookでの行動や、記事の既読傾向から各ユーザーの興味を分析し、ユーザーにとって最適な記事を配信する機能
「カテゴリ別ニュース」	世間で話題になっているニュースやブログ等の記事をカテゴリ別に配信する機能
「チャンネル」	当社と提携したコンテンツパートナーの提供する特定のニュースを配信する機能

「Gunosy（グノシー）」国内累計ダウンロード数推移（注2）

該当四半期末	「Gunosy（グノシー）」国内累計ダウンロード数（千）
第2期第1四半期末	914
第2期第2四半期末	1,436
第2期第3四半期末	1,850
第2期第4四半期末	3,518
第3期第1四半期末	5,152
第3期第2四半期末	7,462
第3期第3四半期末	8,662

（注1）情報キュレーションアプリとは、インターネット上に存在する様々な情報群から、特定の基準に基づき情報を収集し配信するアプリケーションソフトであります。

（注2）ダウンロード数は当社集計によります。

(1) メディア事業について

広告配信

「Gunosy Ads」は、当社が広告主に提供する広告商品のことで、「Gunosy（グノシー）」上に広告を掲載することが可能です。「Gunosy（グノシー）」を通じて独自に蓄積されたユーザーデータ（記事閲覧履歴、ユーザーの登録した興味・関心カテゴリ等）を活用し、広告主の商品やサービスとの親和性が高いユーザーに広告配信を行うことが可能です。CPC課金型又はCPM課金型の課金形態にて提供しており、広告主から広告収入を得ております。

課金形態別広告分類

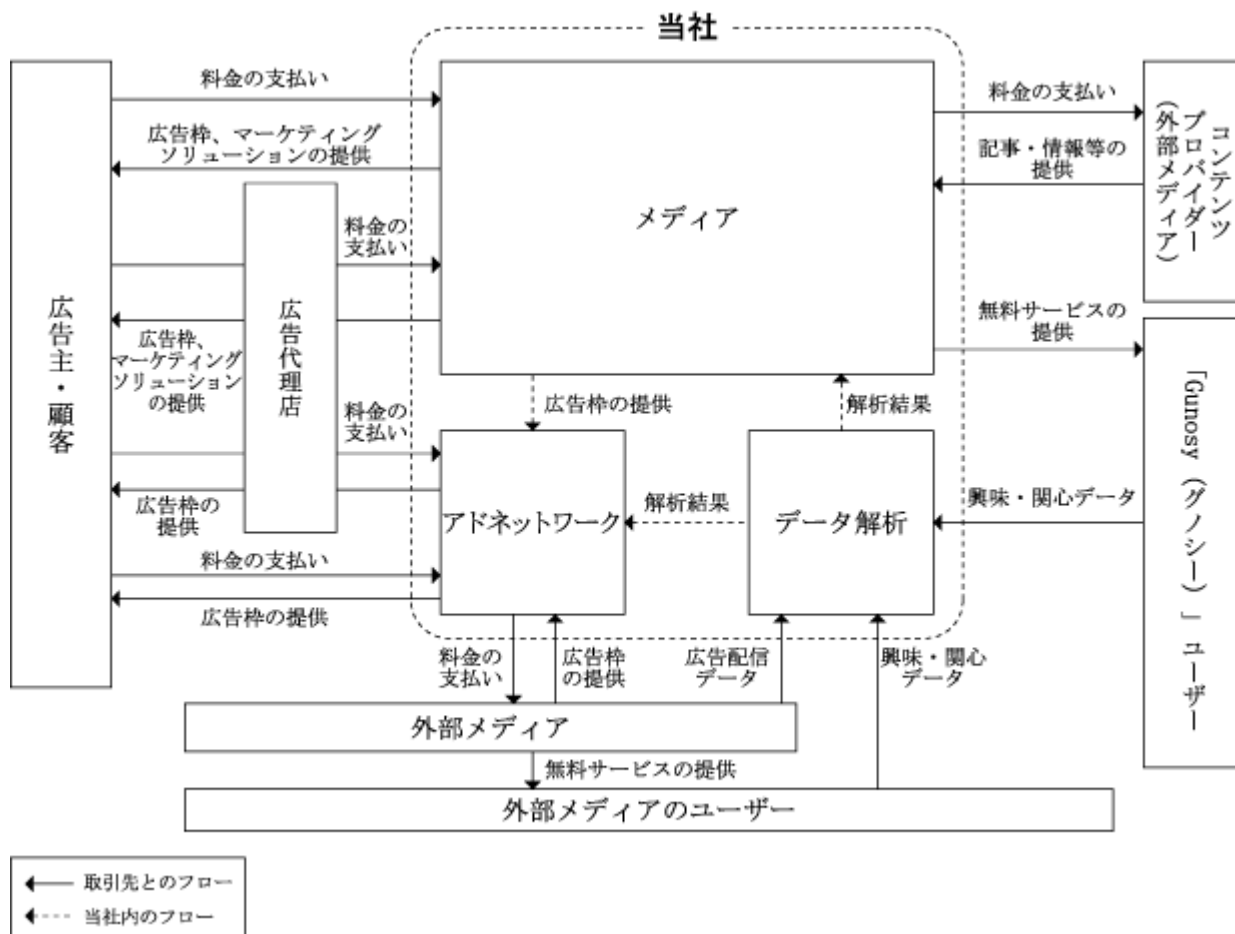
種類	内容
CPC課金型広告	一定回数クリックされるまで広告掲載を行う方式 (クリック数が保証された広告)
CPM課金型広告	一定回数表示されるまで広告掲載を行う方式 (インプレッション数が保証された広告)

マーケティングソリューション

当社は、平成26年12月から「Gunosy（グノシー）」上で顧客の商品やサービス等の販売を促進するソリューションサービスを「Gunosy Platform」として顧客に提供しております。

アドネットワーク

当社の強みは、ユーザーの興味・関心を分析し、日々学習することにあります。これらによって蓄積されたデータは、当社のサービス「Gunosy（グノシー）」上での広告配信のみならず、他のメディアの広告効果を高めるものと考えております。このような考えに基づき、当社はスマートフォンに特化したアドネットワーク（複数の広告配信可能なメディアを束ねて広告を一括して配信する仕組み）を構築し、広告主の広告効果を高める広告配信を行っております。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

(注) 最近事業年度末後に、以下の会社が新たに関係会社となっております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) KDDI株式会社	東京都新宿区	141,851	電気通信事業	19.3	役員の兼任

有価証券報告書を提出しております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
52(8)	30.4	0.8	6,399

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇
用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載
しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社はメディア事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

4. 最近日までの1年間において従業員数が35名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が
増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第2期事業年度（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）

当事業年度における我が国経済は、金融緩和政策や財政政策等の効果が発現しつつあり、景気は緩やかな回復基調が続きました。

当社を取り巻く経営環境につきましては、スマートフォンの契約件数が平成26年3月末現在5,734万件と前年同月末比で1,376万件増加しており、スマートフォンは急速に普及しております。（株式会社MM総研調べ）。一方、広告宣伝費につきましては、平成25年の広告費は5兆9,762億円と2年連続で成長を続けており、インターネット広告につきましては前年比108.1%の9,381億円と広告費全体の成長率を超える成長となりました（株式会社電通調べ）。さらに、スマートフォン向けの広告費の成長は著しく、平成25年は前年比193%の1,652億円となりました（株式会社CyberZ調べ）。

このような状況の下、当社は当事業年度において「Gunosy（グノシー）」のユーザビリティを高めるべく、日々ユーザーインターフェース（以下、「UI」という）/ユーザーエクスペリエンス（以下、「UX」という）の改善やチャンネル数の充実を図るほか、従来「Gunosy（グノシー）」の提供していた「パーソナライズ機能」に加え、ニュースの「網羅性」や「リアルタイム性」の機能を追加した「Gunosy ver4.0」をリリースいたしました。また、「Gunosy（グノシー）」の海外版を開発し、英国、米国、オーストラリア、カナダ等の英語圏でのリリースをする等、海外展開も開始いたしました。

収益面に関しては、ユーザー数が一定数に達したことから、「Gunosy（グノシー）」内における広告商品である「Gunosy Ads」のサービス提供を平成25年11月より開始し、売上高は順調に伸びました。

費用面に関しては、ユーザー獲得のために平成26年3月よりテレビCMを開始する等、プロモーション施策を積極的に展開し広告宣伝費を1,475百万円計上するほか、人材の積極的な採用を実施したことや人員増加に伴うオフィス移転を実施したことにより人件費及び地代家賃が増加いたしました。

以上の結果、累計DL数は当事業年度末において352万DLとなり、前年同期比で333万DLの増加となりました。また、当事業年度における業績は、売上高は359百万円、経常損失は1,365百万円、当期純損失1,393百万円となりました。

なお、前事業年度は平成24年11月14日から平成25年5月31日の6ヶ月間となっているため前年同期比は記載しておりません。（以下、(2)キャッシュ・フローの状況においても同じ）

当社は、メディア事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

第3期第2四半期累計期間（自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日）

当第2四半期累計期間における我が国経済は、政府による経済対策や日銀による金融緩和政策を背景に企業収益や雇用に改善が見られ景気は緩やかに回復基調にあるものの、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動による個人消費の停滞等、先行き不透明な状態が続いております。

当社を取り巻く経営環境につきましては、スマートフォン契約数が平成26年3月末現在、5,734万件と前年同月末比で1,376万件増加し、スマートフォンは急速に普及しており（株式会社MM総研調べ）、また、平成25年の広告費は5兆9,762億円と2年連続で成長を続けております。とりわけインターネット広告費につきましては前年比108.1%の9,381億円と、広告費全体の成長率を超える成長となりました（株式会社電通調べ）。

このような状況の下、当社は、当四半期累計期間において、「Gunosy（グノシー）」のユーザビリティを高めるべく、日々のUI/UXの改善やチャンネルの充実を図ってまいりました。

また、ユーザーが通信環境を問わずに「Gunosy（グノシー）」を楽しんでいただけるように、配信する記事のキャッシュ化（データの複製）を推進してまいりました。同時に、記事を提供いただく各種メディアに対しては当該記事から得られる広告収益の一部還元をし、ユーザー、メディア（記事提供者）、当社のそれぞれにとって価値のある仕組みの構築に着手しております。

収益面に関しては、Gunosy Adsに係る売上高が順調に伸び、当第2四半期累計期間で1,217百万円を計上したことに加え、第1四半期会計期間から開始したアドネットワークに係る売上高も順調に伸び、60百万円を計上いたしました。

費用面に関しては、引き続きユーザーの獲得のためテレビCM等のプロモーション施策を積極的に展開し多額の広告宣伝費を計上するほか、人材の積極的な採用を実施したことにより人件費が増加いたしました。

以上の結果、DL数は当第2四半期会計期間末において746万DLとなり、前事業年度末比で394万DLの増加となりました。また、当第2四半期累計期間における業績は、売上高1,277百万円、経常損失300百万円、四半期純損失301百万円となりました。

当社は、メディア事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

第2期事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)の残高は前事業年度末と比べ419百万円増加し、462百万円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動により使用した資金は、1,512百万円となりました。これは主に、税引前当期純損失1,392百万円の計上、売上債権の増加134百万円があった一方で、未払金の増加40百万円、減損損失の計上13百万円、本社移転費用引当金繰入額の計上13百万円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動により使用した資金は、20百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出6百万円、本社オフィス移転に伴う敷金の差入による支出13百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動により獲得した資金は、1,952百万円となりました。これは、株式の発行による収入1,952百万円によるものであります。

第3期第2四半期累計期間(自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日)

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)の残高は、942百万円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において営業活動により使用した資金は、197百万円となりました。これは主に、税引前四半期純損失300百万円の計上、売上債権の増加204百万円があった一方で、未払金の増加173百万円、未収消費税等の減少68百万円、仕入債務の増加31百万円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において投資活動により使用した資金は、111百万円となりました。これは本社オフィス移転に伴う敷金の差入による支出111百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において財務活動により獲得した資金は、788百万円となりました。これは、新株発行による収入788百万円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載しておりません。

(2) 受注実績

当社は、受注生産を行っていないため、受注実績は記載しておりません。

(3) 販売実績

当社は、メディア事業の単一セグメントであり、第2期事業年度及び第3期第2四半期累計期間の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	第2期事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	第3期第2四半期累計期間 (自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日)
メディア事業(千円)	359,051	1,277,336
合計(千円)	359,051	1,277,336

(注) 1. 第1期事業年度は平成24年11月14日から平成25年5月31日の6か月間となっているため前年同期比は記載しておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第1期事業年度 (自 平成24年11月14日 至 平成25年5月31日)		第2期事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)		第3期第2四半期累計期間 (自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社セプテーニ	-	-	75,648	21.1	382,164	29.9
株式会社app2go	-	-	-	-	160,462	12.6
株式会社サイバー・コミュニケーションズ	-	-	-	-	148,374	11.6
株式会社CyberZ	-	-	36,417	10.1	147,534	11.6
株式会社I&Gパートナーズ	322	77.2	-	-	-	-
株式会社ワンオブゼム	95	22.8	-	-	-	-

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

4. 第2期事業年度の株式会社サイバー・コミュニケーションズ及び株式会社I&Gパートナーズ並びに株式会社ワンオブゼムに対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

インターネット市場は、技術進歩が非常に速く、また市場が拡大する中でサービスも多様化が求められており、その中でも、当社は、情報キュレーションアプリの可能性に早くから注目し、普及の一端を担ってまいりましたが、インターネットメディア市場は、まさに黎明期のステージにあり、そのマーケティング手法やサービス形態が日々進化している段階であります。当社は、上記の環境を踏まえ、以下の事項を主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

(1) サービスの差別化、競合優位性の確立

「Gunosy（グノシー）」の差別化と競合優位性の確立のためには、「Gunosy（グノシー）」の機能強化及びユーザビリティの向上や知名度の向上が不可欠であります。「Gunosy（グノシー）」の機能強化及びユーザビリティの向上については、当社が持つ技術力及びデザイン力を活かして、順次サービス改善を行っていく方針であります。知名度の向上については、費用対効果を検討した上での積極的な広告・広報活動を推進することにより、ブランド力、認知度を向上させる方針であります。

なお、当社は、平成26年12月に「Gunosy Platform」を構築し、「Gunosy（グノシー）」上において、提携企業の各種情報やコンテンツサービスの提供を開始いたしました。情報キュレーションアプリとして取り扱う情報の範囲を広げ、「Gunosy（グノシー）」を通じ商品やサービスの予約・購買まで一貫して行える仕組みを提供すること等により、より広く一般ユーザーの利用を促進することで、ユーザー数の拡大を図ってまいります。サービスラインナップを順次拡充し、スマートフォンにおけるプラットフォームとしての地位を確立してまいります。

(2) 開発体制の構築

インターネット業界における技術革新のスピードは非常に速く、当社の属する情報キュレーションアプリの業界においても、新たなサービスや競合他社が続々と現れております。このような中、他社とのサービスの差別化、競合優位性の確立のためには迅速な開発体制の構築が不可欠であります。

このような認識のもと、当社では、最先端の技術動向のキャッチアップと技術力の向上のための勉強会等を開催し、また、定期的に社外のエンジニアも参加した勉強会を開催し、優秀なエンジニアの採用を図ってまいります。

(3) 営業力の強化

当社は小規模組織であることから営業部門も少数精鋭の体制で運営しております。営業部門は、「Gunosy（グノシー）」の運営により蓄積されたノウハウを活かした提案及び企画により、営業活動を推進しておりますが、事業規模拡大に伴い、受注の獲得機会が増加することが予想されることから、営業力の強化、営業人員の早期育成に注力する方針であります。具体的には、教育研修制度の充実、営業ツールやマニュアル等の整備、外部ノウハウの活用、また、既存営業人員の育成と同時に、即戦力となる営業人員の採用を行い、営業力の強化を図ってまいります。

(4) 内部管理体制の強化について

創業間もない当社は、内部管理体制も小規模なものとなっております。一方、当社の事業の急速な成長に伴い、求められる機能の範囲が急激に拡大し、またその専門性の深さも求められております。

このような中、当社は、財務や人事、広報、法務等、それぞれの分野においてコア人材となり得る高い専門性や豊富な経験を有している人材を採用していく方針であります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものが挙げられます。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の回避及び発生時の対応に努める方針であります。当社の経営状況及び将来の事業についての判断は、以下の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中における将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境に関わるリスクについて

インターネット関連市場の動向について

当社は、インターネット関連事業を主たる事業対象としているため、インターネット活用シーンの多様化、利用可能な端末の増加等のインターネットのさらなる普及が成長のために不可欠であります。総務省の発表の「平成26年版 情報通信白書」によれば、平成25年末のインターネット普及率は82.8%(前年差3.3ポイント増)であり、インターネット利用シーンは拡大しております。

しかしながら、インターネットに関する何らかの弊害の発生や利用等に関する新たな規制の導入、その他予期せぬ要因によって、今後の普及に大きな変化が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

インターネット広告市場について

インターネット広告市場は拡大傾向にあり、インターネット広告はテレビ、新聞に次ぐ広告媒体へと成長しており、今後も当該市場は拡大していくものと想定されます。

しかしながら、広告市場は企業の景気動向に敏感であるため、今後急激な景気の変化等によって広告の需要及びインターネット広告の需要に影響が及ぶ可能性があります。また、インターネット広告は今後も他の広告媒体との競争状態が継続していくと考えられることから、今後これらの状況に変化が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

「Gunosy (グノシー)」は情報キュレーションアプリとしてユーザーの増加・獲得を進めておりますが、今後、高い資本力や知名度を有する企業等の参入により、競争の激化とユーザーの流出やユーザー獲得コストの増加等により、当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。そのような場合には、当社が今後競争優位性を発揮し、企業価値の維持向上が図れるか否かについては不確実であり、競合他社や競合アプリの状況により当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関わるリスクについて

特定事業への依存

当社は、メディア事業を主な事業とする単一セグメントであり、当該事業に経営資源を集中させております。今後は新たな柱となる事業を育成し、収益力の分散を図ることを検討しておりますが、事業環境の変化等により、メディア事業が縮小し、その変化への対応が適切でない場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

広告掲載について

当社が運営する「Gunosy（グノシー）」に掲載される広告は、広告代理店等が内容を精査するとともに、当社独自の広告掲載基準による確認を実施し、法令違反や公序良俗に反する広告の排除に努めております。しかしながら、人為的な過失等の要因により当社が掲載した広告に瑕疵があった場合、ユーザーからのクレーム等が発生し当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、システムトラブル等を理由として広告掲載が行われなかった場合には、広告掲載申込者からのクレームや損害賠償請求がなされ当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

取引先に対する規制等で当社の経営活動に重要な影響を及ぼす事項

当社の顧客は、食品・化粧品・健康食品・生活用品・通信・旅行・家電など多岐にわたっております。これらの事業者は、食品衛生法、薬事法、酒税法、化粧品等の適正広告ガイドライン等、事業者の属する業界の制定された規制等の下に、当社の提供するサービスを利用していますが、取引先事業者において法令違反に該当するような事態が発生した場合や、新たな法令等の制定、既存法令等の解釈変更があった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

広告宣伝活動により想定通りユーザー数が増加しない可能性について

当社の事業にとってユーザー数の増加は非常に重要な要素であり、テレビCM等を用いた広告宣伝活動を積極的に実施しユーザー数の増加を図っております。広告宣伝活動につきましては、ユーザー獲得効率を勘案の上、都度、最適な施策を実施しておりますが、必ずしも当社の想定通りに推移するとは限らず、当該施策が当社の想定通りに推移しない場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

ユーザーの継続率について

当社の事業にとって獲得したユーザーの継続率は非常に重要な要素であり、ユーザーの利便性向上や情報キュレーションアプリとして取り扱う情報やサービスの充実等の施策を通じて、継続率の維持、向上を図っております。事業計画の策定においては、獲得ユーザーの継続率を過去実績等に基づき推定しておりますが、何らかの施策の見誤りやトラブル等で継続ユーザーが減少し、想定どおりの継続率とならない場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

Apple Inc. 及び Google Inc.の動向について

当社の事業は、スマートフォン向けアプリケーションを提供しており、Apple Inc.及びGoogle Inc.の両社にアプリケーションを提供することが现阶段の当社の事業の重要な前提条件であります。これらプラットフォーム事業者の事業戦略の転換並びに動向によっては、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

システムトラブルについて

当社は、当社の運営する「Gunosy（グノシー）」におけるシステムトラブルの発生可能性を低減させるために、システム強化やセキュリティ強化を実施し、トラブルが発生した場合であっても早期に復旧できるような体制を整えております。

しかしながら、大規模な自然災害や事故（社内外の人的要因によるものを含む）等の発生や、想定を上回るアクセスの集中等により開発業務やシステムに重大な被害が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新について

当社が事業展開しているインターネット関連市場は、技術革新の速度が速く、常に新たなサービスが生まれております。当社は優秀な人材獲得や最新の技術に関する勉強会等の開催により常に最新の技術の把握に努め、迅速に既存のサービスに展開できる開発体制を整備しております。

しかしながら、予期しない技術革新等により迅速な対応ができない場合、当社のサービスの競争力が相対的に低下し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業について

当社は平成26年12月から「Gunosy Platform」を構築し、「Gunosy（グノシー）」上において、提携企業の各種情報やコンテンツサービスの提供を開始しておりますが、事業を開始してから間がないため、収益構造が確立していない部分があります。また、同事業の開始に伴い「Gunosy（グノシー）」の収益性の向上を見込んでおりますが、当社が想定するほどには収益性が向上しない可能性があります。

(3) 法的規制について

インターネットにおける法的規制について

現在のところ当社の事業継続に著しく重要な影響を及ぼす法的規制はありませんが、インターネット関連分野においては、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」等が存在するほか、個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」等、知的財産権の取扱いについては「著作権法」等が存在しております。

以上のように、近年インターネット関連事業を規制する法令は徐々に整備されてきておりますが、今後、インターネットの利用や関連するサービス及びインターネット広告を含むインターネット関連事業を営む事業者を規制対象とする新たな法令等の規制や既存法令等の解釈変更がなされた場合には、当社の事業に制約を受け、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の保護について

当社は、当社の提供する「Gunosy（グノシー）」を通じて、利用者本人を識別することができる個人情報を一部保有しております。

当社は、信頼性の高い外部サーバーで当該個人情報を保護するとともに、個人情報保護に関するフローを整備し、個人情報の保護に努めておりますが、個人情報が当社の関係者等の故意または過失により外部に流出した場合には、当社が損害賠償を含む法的責任を追及される可能性があるほか、当社の運営する「Gunosy（グノシー）」の信頼性等が毀損し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社は、第三者の知的財産権を侵害しないよう、十分な注意を払っておりますが、当社の事業分野で当社の認識していない知的財産権が既に成立している可能性又は新たに当社の事業分野で第三者による著作権等が成立する可能性があります。かかる場合においては、第三者の知的財産権等を侵害することによる損害賠償請求や差止請求等又は当社に対するロイヤリティの支払い要求等を受けることにより、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 事業運営体制について

特定経営者への依存について

代表取締役最高経営責任者である福島良典は、創業以来代表を務めております。同氏は、テクノロジーに関する豊富な知識と経験を有しており、経営方針や事業戦略の決定及び遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社は、豊富な経験や知識を有する人材を採用し経営メンバーとして招聘するほか、取締役会等における役員等への情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難となった場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

社歴が浅いことについて

当社は平成24年11月に設立されており、設立後の経過期間は2年程度と社歴の浅い会社であります。従って、当社の過年度の経営成績は期間業績比較を行うための十分な材料とはならず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

小規模組織について

当社は小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。当社は今後の急速な事業拡大に応じて、従業員の育成、人員の採用を行うとともに業務執行体制の充実を図っていく方針ですが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(5)その他について

ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社では、取締役、従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は2,585,000株であり、発行済株式総数18,378,000株の14.1%に相当しております。

配当政策に関するリスク

当社は、創業間もないことから、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置づけております。そのため、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来、配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び、その実施時期等については未定であります。

繰越欠損金について

当社は、創業以来赤字であるため、税務上の繰越欠損金を多額に計上しており、第2期事業年度における法人税等の計上は950千円にとどまっております。第3期においても、当社の想定通りの業績であった場合、現在有する繰越欠損金を上回るほどの所得とはならず、法人税等の計上は僅少となることが予想されます。

しかしながら、当社の事業が当社の想定通りに推移した場合には、第4期以降、繰越欠損金がなくなることにより法人税等が計上され、当社の当期純利益及び営業キャッシュ・フローに大きな変化を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者より一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されています。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っていますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらと異なることがあります。

当社の財務諸表を作成するにあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1) 財務諸表」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

第2期事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

資産の部

当事業年度末の資産は、前事業年度末に比べて639百万円増加し、689百万円となりました。これは主に、株式の発行による現金及び預金の増加(前事業年度末比419百万円の増加)及び売掛金の増加(前事業年度末比134百万円の増加)によるものであります。

負債の部

当事業年度末の負債は、前事業年度末に比べて73百万円増加し、81百万円となりました。これは主に、未払金の増加(前事業年度末比40百万円の増加)及び本社移転費用引当金の増加(前事業年度末比13百万円の増加)並びに未払費用の増加(前事業年度末比8百万円の増加)によるものであります。

純資産の部

当事業年度末の純資産は、前事業年度末に比べて565百万円増加し、608百万円となりました。これは主に、株式の発行による資本金の増加(前事業年度末比979百万円の増加)及び資本準備金の増加(前事業年度末比979百万円の増加)があった一方で、当期純損失の計上による利益剰余金の減少(前事業年度末比1,393百万円の減少)によるものであります。

第3期第2四半期累計期間(自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日)

資産の部

当第2四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べて772百万円増加し、1,462百万円となりました。これは主に、株式の発行による現金及び預金の増加(前事業年度末比479百万円の増加)及び売掛金の増加(前事業年度末比204百万円の増加)によるものであります。

負債の部

当第2四半期会計期間末の負債は、前事業年度末に比べて282百万円増加し、363百万円となりました。これは主に、未払金の増加(前事業年度末比218百万円の増加)及び買掛金の増加(前事業年度末比31百万円の増加)によるものであります。

純資産の部

当第2四半期会計期間末の純資産は、前事業年度末に比べて490百万円増加し、1,098百万円となりました。これは主に、株式の発行による資本金の増加（前事業年度末比395百万円の増加）及び資本準備金の増加（前事業年度末比395百万円の増加）があった一方で、四半期純損失の計上による利益剰余金の減少（前事業年度末比301百万円の減少）によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第2期事業年度（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）

当事業年度の業績は、売上高359百万円、売上原価87百万円、販売費及び一般管理費は1,629百万円となり、この結果、営業損失は1,358百万円、経常損失は1,365百万円、当期純損失は1,393百万円となりました。

売上高

売上高は359百万円となりました。これは、平成25年11月にリリースした広告商品「Gunosy Ads」の販売によるものであります。

売上原価

売上原価は87百万円となりました。これは主に事業拡大に伴い積極的に採用したエンジニアに係る労務費、アプリの制作等に伴う外注費及び通信費であります。

販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は1,629百万円となりました。これは主に事業拡大に伴い積極的に採用した人材に係る人件費や地代家賃、テレビCM等のプロモーションを積極的に実施したことにより広告宣伝費1,475百万円を計上したためであります。

営業外損益

営業外収益は主に受取利息0百万円であり、営業外費用は主に株式交付費6百万円であります。

特別損失及び当期純損失

特別損失27百万円を計上しておりますが、その内訳は、主に本社移転に伴うオフィス資産等の減損損失13百万円及び本社移転費用引当金繰入額13百万円であります。

この結果、税引前当期純損失は1,392百万円となり、当期純損失は1,393百万円となりました。

第3期第2四半期累計期間（自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日）

当第2四半期累計期間の業績は、売上高1,277百万円、売上原価157百万円、販売費及び一般管理費は1,416百万円となり、この結果、営業損失は296百万円、経常損失は300百万円、四半期純損失は301百万円となりました。

売上高

売上高は1,277百万円となりました。これは、平成25年11月にリリースした広告商品「Gunosy Ads」及び平成26年6月にリリースしたアドネットワークにおける広告枠の販売によるものであります。

売上原価

売上原価は157百万円となりました。これは主に事業拡大に伴い積極的に採用したエンジニアに係る労務費、アプリの制作等に伴う外注費及び通信費であります。

販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は1,416百万円となりました。これは主に事業拡大に伴い積極的に採用した人材に係る人件費や地代家賃、テレビCM等のプロモーションを積極的に実施したことにより広告宣伝費1,190百万円を計上したためであります。

営業外損益

営業外収益は主に還付加算金0百万円及び受取利息0百万円であり、営業外費用は主に株式交付費2百万円及び為替差損1百万円であります。

四半期純損益

税引前四半期純損失は300百万円となり、四半期純損失は301百万円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

第2期事業年度(自平成25年6月1日至平成26年5月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)の残高は前事業年度末と比較して419百万円増加し、462百万円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動により使用した資金は、1,512百万円となりました。これは主に、税引前当期純損失1,392百万円の計上、売上債権の増加134百万円があった一方で、未払金の増加40百万円、減損損失の計上13百万円、本社移転費用引当金繰入額の計上13百万円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動により使用した資金は、20百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出6百万円、本社オフィス移転に伴う敷金の差入による支出13百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動により獲得した資金は、1,952百万円となりました。これは、株式の発行による収入1,952百万円によるものであります。

第3期第2四半期累計期間(自平成26年6月1日至平成26年11月30日)

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)の残高は、942百万円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において営業活動により使用した資金は、197百万円となりました。これは主に、税引前四半期純損失300百万円の計上、売上債権の増加204百万円があった一方で、未払金の増加173百万円、未収消費税等の減少68百万円、仕入債務の増加31百万円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において投資活動により使用した資金は、111百万円となりました。これは本社オフィス移転に伴う敷金の差入による支出111百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において財務活動により獲得した資金は、788百万円となりました。これは、株式の発行による収入788百万円によるものであります。

（5）経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、法的規制、事業運営体制等、様々な要因の変化の影響を受ける可能性があります。このため、事業環境を注視するとともに、優秀な人材の採用と組織体制の整備、内部統制システムの強化等によりこれらのリスク要因に対応するよう努めて参ります。

（6）経営戦略の現状と見通し

当社は創業以来、「情報を世界中の人に最適に届ける」を企業理念に掲げ、情報キュレーションアプリ「Gunosy（グノシー）」の開発・運営を行って参りました。情報の収集・整理を、人の手ではなく、アルゴリズムを含む人工知能のテクノロジーで代替することで、収益性と中立性の高いメディアづくりを行っております。平成24年11月の会社設立以降、広告宣伝活動を積極的にを行い、ユーザー獲得を推進し、蓄積されたユーザーデータを基に、日々UI/UXの改善を行っております。平成25年11月からは広告配信を開始して収益化に踏み切り、継続的な広告宣伝活動への資金投下が可能な事業環境を構築して参りました。さらに平成26年11月には「Gunosy 5,000万人都市構想」というビジョンを掲げ、平成26年12月より「Gunosy Platform」の提供を開始しました。今後、ニュース記事だけに限らず、配信する情報領域を拡張して参ります。情報の閲覧のみに限らず、「Gunosy（グノシー）」を通じ商品やサービスの予約・購買まで一貫して行える仕組みを提供することにより、更なるユーザーの獲得、広告収益の増加と新たな収益基盤の拡大に取り組んでおります。

今後、サービスラインナップの拡充を順次行い、スマートフォンにおける情報のプラットフォームとしての地位確立に向けて、努力して参ります。また、当社がこれまで培ってきたアルゴリズム開発の技術や、収益性の高いメディア運営のノウハウを活かし、社会的な課題を解決できる独自のサービスの創出に取り組んで参ります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第2期事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

当事業年度に実施した設備投資の総額は20,475千円であり、その主なものは、当社本社事業所の移転に伴う敷金及び内装設備工事費等によるものであります。

第3期第2四半期累計期間(自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日)

当第2四半期累計期間に実施した設備投資の総額は156,347千円であり、その主なものは、当社本社事業所の移転に伴う敷金及び内装設備工事費等によるものであります。

2 【主要な設備の状況】

平成26年5月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (名)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウ エア (千円)	その他 (千円)	敷金 (千円)	合計 (千円)	
東京本社 (東京都港区)	事業所用設備 ソフトウェア等	794	214	3,300	1,575	4,931	10,814	19(1)

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む)は、期中の平均人員を()内に外数で記載しております。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 事務所は賃借しており、その年間賃借料は8,082千円であります。

5. 当社の事業セグメントは単一セグメントとしておりますので、セグメント別の記載を省略しております。

第3期第2四半期累計期間(自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日)

新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第2四半期累計期間に著しい変動があった設備は、以下の通りであります。

平成26年12月に東京都港区区内において本社移転を致しました。当該移転に備えて行った敷金及び内装工事費等を含む設備投資の総額は156,347千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成27年2月28日現在)

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	70,000,000
計	70,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	18,378,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
計	18,378,000		

(注) 1. 平成26年12月15日付にてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式が普通株式に転換され、また平成26年12月2日開催の取締役会決議により、平成26年12月29日付で株式分割が行われ、普通株式の発行数は18,378,000株となっております。

2. 平成26年12月2日開催の取締役会決議及び平成26年12月26日開催の臨時株主総会決議により、平成26年12月29日付で、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行うとともに単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(平成25年4月19日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成26年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	115	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,500(注)1、4	1,150,000(注)1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	800(注)2、4	8(注)2、4、5
新株予約権の行使期間	自平成27年4月20日 至平成35年4月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 800(注)4 資本組入額 400(注)4	発行価格 8(注)4、5 資本組入額 4(注)4、5
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。</p> <p>権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。</p> <p>(2) 相続 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。</p> <p>(3) その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結されている「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

- (注) 1. 平成26年4月9日付で株式1株につき100株の割合で、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、最近事業年度末現在は100株、提出日の前月末現在は10,000株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設分割、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
第1回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第1回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
第1回新株予約権割当契約書に準じて決定する。
4. 平成26年3月14日開催の取締役会決議、平成26年4月7日開催のA種種類株主総会、B種種類株主総会及び普通種類株主総会決議により、平成26年4月9日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 平成26年12月2日開催の取締役会決議により、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権(平成25年11月1日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成26年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	54	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,400(注)1、4	540,000(注)1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000(注)2、4	200(注)2、4、5
新株予約権の行使期間	自平成27年11月16日 至平成35年11月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000(注)4 資本組入額 10,000(注)4	発行価格 200 (注)4、5 資本組入額 100 (注)4、5
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。</p> <p>権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。</p> <p>(2) 相続 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。</p> <p>(3) その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結されている「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

- (注) 1. 平成26年4月9日付で株式1株につき100株の割合で、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、最近事業年度末現在は100株、提出日の前月末現在は10,000株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設分割、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
第2回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第2回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
第2回新株予約権割当契約書に準じて決定する。
4. 平成26年3月14日開催の取締役会決議、平成26年4月7日開催のA種種類株主総会、B種種類株主総会及び普通種類株主総会決議に基づき、平成26年4月9日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 平成26年12月2日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月29日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権(平成25年11月1日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成26年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	14	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,400(注)1、4	140,000(注)1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000(注)2、4	200(注)2、4、5
新株予約権の行使期間	自 平成27年12月7日 至 平成35年12月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000(注)4 資本組入額 10,000(注)4	発行価格 200 (注)4、5 資本組入額 100 (注)4、5
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。</p> <p>権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。</p> <p>(2) 相続 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。</p> <p>(3) その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結されている「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

- (注) 1. 平成26年4月9日付で株式1株につき100株の割合で、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、最近事業年度末現在は100株、提出日の前月末現在は10,000株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設分割、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
第3回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第3回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
第3回新株予約権割当契約書に準じて決定する。
4. 平成26年3月14日開催の取締役会決議、平成26年4月7日開催のA種種類株主総会、B種種類株主総会及び普通種類株主総会決議により、平成26年4月9日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 平成26年12月2日開催の取締役会決議により、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権(平成26年4月21日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成26年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	6,250	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,250(注)1	625,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	48,000(注)2	480(注)2、4
新株予約権の行使期間	自平成28年4月22日 至平成36年4月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 48,000 資本組入額 24,000	発行価格 480(注)4 資本組入額 240(注)4
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。</p> <p>権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。</p> <p>(2) 相続 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。</p> <p>(3) その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結されている「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

- (注) 1. 平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設分割、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
第4回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第4回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
第4回新株予約権割当契約書に準じて決定する。
4. 平成26年12月2日開催の取締役会決議により、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権(平成26年6月23日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成26年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)		750
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		75,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)		650(注)2、4
新株予約権の行使期間		自平成28年8月14日 至平成36年8月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		発行価格 650(注)4 資本組入額 325(注)4
新株予約権の行使の条件		<p>(1) 行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使は 1 新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。</p> <p>権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。</p> <p>(2) 相続 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。</p> <p>(3) その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結されている「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		(注)3

- (注) 1. 平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、提出日の前月末現在100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設分割、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
第5回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第5回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
第5回新株予約権割当契約書に準じて決定する。
4. 平成26年12月2日開催の取締役会決議により、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権(平成26年10月30日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成26年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)		550
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		55,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)		650(注)2、4
新株予約権の行使期間		自平成28年10月31日 至平成36年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		発行価格 650(注)4 資本組入額 325(注)4
新株予約権の行使の条件		<p>(1) 行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使は 1 新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。</p> <p>権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。</p> <p>(2) 相続 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。</p> <p>(3) その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結されている「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		(注)3

- (注) 1. 平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、提出日の前月末現在100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設分割、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
第6回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第6回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
第6回新株予約権割当契約書に準じて決定する。
4. 平成26年12月2日開催の取締役会決議により、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年11月14日 (注) 1	普通株式 15	普通株式 15	150	150		
平成24年12月17日 (注) 2	普通株式 495	普通株式 510	2,475	2,625	2,475	2,475
平成25年2月5日 (注) 3	普通株式 395	普通株式 905	15,800	18,425	15,800	18,275
平成25年2月25日 (注) 4	普通株式 10	普通株式 915	400	18,825	400	18,675
平成25年5月31日 (注) 5	普通株式 313	普通株式 1,228	25,040	43,865	25,040	43,715
平成25年7月12日 (注) 6	A種優先株式 175	普通株式 1,228 A種優先株式 175	175,000	218,865	175,000	218,715
平成25年12月24日 (注) 7	B種優先株式 250	普通株式 1,228 A種優先株式 175 B種優先株式 250	600,000	818,865	600,000	818,715
平成26年4月9日 (注) 8	普通株式 121,572 A種優先株式 17,325 B種優先株式 24,750	普通株式 122,800 A種優先株式 17,500 B種優先株式 25,000		818,865		818,715
平成26年5月30日 (注) 9	C種優先株式 6,300	普通株式 122,800 A種優先株式 17,500 B種優先株式 25,000 C種優先株式 6,300	204,750	1,023,615	204,750	1,023,465
平成26年6月6日 (注) 10	C種優先株式 10,500	普通株式 122,800 A種優先株式 17,500 B種優先株式 25,000 C種優先株式 16,800	341,250	1,364,865	341,250	1,364,715
平成26年6月30日 (注) 11	C種優先株式 1,680	普通株式 122,800 A種優先株式 17,500 B種優先株式 25,000 C種優先株式 18,480	54,600	1,419,465	54,600	1,419,315

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年12月15日 (注) 12	普通株式 60,980	普通株式 183,780 A種優先株式 17,500 B種優先株式 25,000 C種優先株式 18,480		1,419,465		1,419,315
平成26年12月16日 (注) 13	A種優先株式 17,500 B種優先株式 25,000 C種優先株式 18,480	普通株式 183,780		1,419,465		1,419,315
平成26年12月29日 (注) 14	普通株式 18,194,220	普通株式 18,378,000		1,419,465		1,419,315

(注) 1. 会社設立

発行価格 10,000円

資本組入額 10,000円

2. 現物出資

割当先 福島良典、吉田宏司、関喜史

発行価格 10,000円

資本組入額 5,000円

3. 有償第三者割当

割当先 木村新司、垣内伸也、三尾正人、石橋雅和、竹谷祐哉

発行価格 80,000円

資本組入額 40,000円

4. 有償第三者割当

割当先 佐藤完

発行価格 80,000円

資本組入額 40,000円

5. 有償第三者割当

割当先 木村新司、青木直子

発行価格 160,000円

資本組入額 80,000円

6. 有償第三者割当

割当先 ジャフコSV4 共有投資事業有限責任組合、イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合、B Dash Fund 1号投資事業有限責任組合

発行価格 2,000,000円

資本組入額 1,000,000円

7. 有償第三者割当

割当先 KDDI株式会社

発行価格 4,800,000円

資本組入額 2,400,000円

8. 株式分割

平成26年4月8日の株主名簿に記録された株主に対し、分割比率を1:100として分割いたしました。

9. 有償第三者割当

割当先 ジャフコSV4 共有投資事業有限責任組合

発行価格 65,000円

資本組入額 32,500円

10. 有償第三者割当

割当先 KDDI株式会社

発行価格 65,000円

資本組入額 32,500円

11. 有償第三者割当

割当先 B Dash Fund 2号投資事業有限責任組合

発行価格 65,000円

資本組入額 32,500円

12. A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の取得請求権の行使による普通株式の発行であります。

13. 取得請求により自己名義株式となったA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の消却によるものではありません。

14. 株式分割

平成26年12月28日の株主名簿に記録された株主に対し、分割比率を1:100として分割いたしました。

(5) 【所有者別状況】

平成27年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				7			11	18	
所有株式数(単元)				67,880			115,900	183,780	
所有株式数の割合(%)				36.94			63.06	100	

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,378,000	183,780	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	18,378,000		
総株主の議決権		183,780	

【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権(平成25年4月19日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成25年4月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第2回新株予約権(平成25年11月1日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成25年11月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 10
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第3回新株予約権(平成25年11月1日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成25年11月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第4回新株予約権(平成26年4月21日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成26年4月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第5回新株予約権(平成26年6月23日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成26年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 11
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第6回新株予約権(平成26年10月30日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成26年10月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号によるA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価値の総額(千円)
最近事業年度における取得自己株式		
最近期間における取得自己株式	A種優先株式	17,500
	B種優先株式	25,000
	C種優先株式	18,480

(注) 取得請求権の行使により取得した自己株式(A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式)であり、対価として当社の普通株式60,980株を交付しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(数)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式			60,980	
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 ()				
保有自己株式数				

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、創業して間もないことから、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役	最高 経営責任者	福島 良典	昭和63年2月15日生	平成24年11月	当社設立 代表取締役 就任（現任）	(注)3	450,000
取締役	最高 執行責任者 マーケティング 本部担当	竹谷 祐哉	平成元年3月4日生	平成23年4月 平成25年1月 平成25年8月	グリーン株式会社 入社 当社 入社 当社取締役 就任（現任）	(注)3	200,000
取締役	最高 財務責任者 コーポレート 本部担当	伊藤 光茂	昭和49年2月27日生	平成15年3月 平成18年10月 平成22年8月 平成25年4月 平成25年8月 平成25年12月 平成26年1月 平成26年4月	株式会社ドリームインキュベータ 入社 同社経営管理本部長 就任 株式会社ファーストリテイリング 入社 グリーン株式会社 入社 同社経理税務部長 就任 当社 入社 当社経営企画室長 就任 当社取締役 就任（現任）	(注)3	10,000
取締役	最高 技術責任者 開発本部担当	石橋 雅和	昭和50年8月18日生	平成10年4月 平成15年2月 平成21年1月 平成25年1月 平成25年8月	株式会社スクウェア 入社 株式会社オレガ 入社 株式会社アトランティス（現 Glossom株式会社）入社 当社 入社 当社取締役 就任（現任）	(注)3	300,000
取締役		勝木 朋彦	昭和42年2月2日生	平成元年3月 平成20年6月 平成26年4月 平成26年12月	第二電電株式会社（現 KDDI 株式 会社）入社 株式会社じぶん銀行取締役 就 任 KDDI株式会社新規ビジネス推進本 部ビジネス統括部長 就任（現 任） 当社社外取締役 就任（現任）	(注)3	
常勤監査役		青木 修	昭和15年5月27日生	昭和38年3月 平成5年6月 平成13年12月 平成20年12月 平成25年8月	株式会社長谷川工務店（現 株式 会社長谷工コーポレーション）入 社 同社取締役 就任 株式会社日本エキスパートシステ ム 入社 光洋ビルサービス株式会社 入社 当社監査役 就任（現任）	(注)4	
監査役		新井 努	昭和47年5月13日生	平成9年10月 平成19年8月 平成19年8月 平成25年8月	太田昭和監査法人（現 新日本有 限責任監査法人）入所 新井公認会計士事務所設立（現 任） 株式会社サイト代表取締役 就任 （現任） 当社監査役 就任（現任）	(注)4	
監査役		清水 健次	昭和43年5月24日生	平成7年11月 平成14年10月 平成25年8月 平成27年1月	太田昭和監査法人（現 新日本有 限責任監査法人）入所 小沢・秋山法律事務所 入所 当社監査役 就任（現任） 武市法律事務所 入所（現任）	(注)4	
計							960,000

(注)1．取締役 勝木朋彦は、社外取締役であります。

2．監査役 青木修、新井努、清水健次は、社外監査役であります。

3．取締役の任期は、平成26年12月26日開催の臨時株主総会終結の時から平成28年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4．監査役の任期は、平成26年12月26日開催の臨時株主総会終結の時から平成30年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社の提供する「Gunosy(グノシー)」は、ユーザーからの信頼性と利便性を広く認知してもらうことが事業上の重要な基盤であり、運営母体である当社の信頼性の維持向上は当社の最も重要な経営課題の一つであります。

当社の属するインターネット業界は、業界の構造変化が著しく、経営の機動性の確保が重要であり、さらに、メディアとしての事業の性質上、経営の透明性や客観性が不可欠であります。

したがって、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つとして位置付け、引き続き取り組んでまいります。

会社の機関構成及び内部統制システムの整備状況

イ．会社の機関の基本説明および当該体制を採用している理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会を設置するとともに、日常的に業務を監視する役割として内部監査室を設置し、これら各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性を確保できるものと認識しております。

a. 取締役及び取締役会

当社の取締役会は5名(うち、社外取締役1名)で構成され、取締役会規程に従い、毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催して業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会には社外監査役3名が出席し、必要に応じて意見を述べております。

b. 監査役及び監査役会

当社の監査役会は社外監査役3名(うち、常勤監査役1名)で構成され、監査役会規程に従い、毎月1回の監査役会を開催するとともに、必要に応じて臨時監査役会を開催し、会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。また、取締役会その他重要な会議等に参加し、取締役の職務の執行状況を監視しております。

c. 内部監査室

当社は、代表取締役が直轄する内部監査室を設置し、当該部署で毎月定期的に内部監査を実施するとともに、その結果を代表取締役及び監査役会に報告しております。代表取締役は監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び改善事項を通知し、改善状況報告を提出させることとしております。なお、内部監査担当は、内部監査の状況等について、随時、監査役及び会計監査人と連携しております。

ロ．内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会決議によって、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、当該方針に基づき、各種社内規程等を整備するとともに規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。

八．会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。なお、当該監査法人及び当社監査に従事する当該監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。また、当該監査法人の業務執行社員の監査年数は7年以内であります。

なお、第2期事業年度において会計監査を受けた公認会計士の氏名等は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 大田原 吉隆

公認会計士 長南 伸明

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

その他 4名

二．内部監査及び監査役監査の状況

当社は、代表取締役が直轄する内部監査室を設置し、内部監査担当1名が毎月1回定期的に内部監査を実施しております。内部監査は、内部監査計画に基づき、当社の全部門に対して行われ、業務の効率性や適正性を監査しております。また監査結果については、代表取締役に報告する体制となっております。

監査役は、監査計画に基づく監査を行うとともに、取締役会その他の重要な会議への出席を行い、取締役会の業務執行と会社経営の適法性等を監視しております。

さらに、内部監査担当者及び監査役並びに会計監査人との相互連携につきましては、情報を都度共有し、連携体制を構築しております。

なお、社外監査役新井努は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役清水健次は、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、法律、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

ホ．社外取締役及び社外監査役との関係

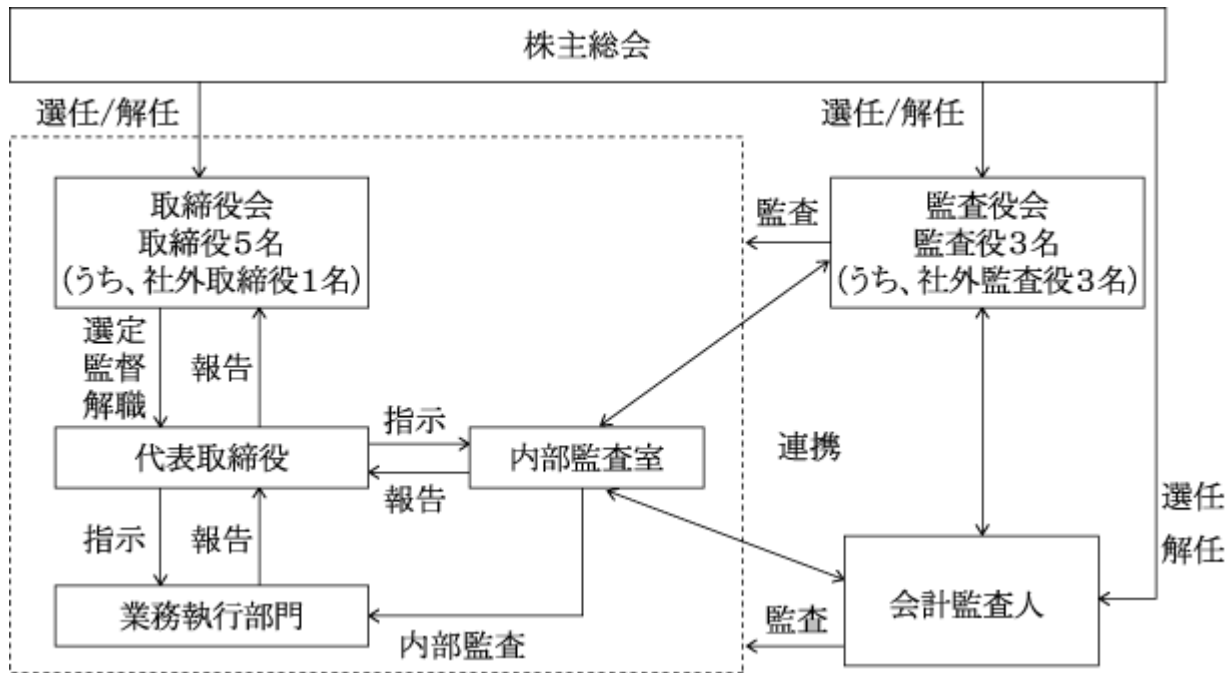
当社の取締役5名のうち、1名は社外取締役であります。また、監査役3名は全員社外監査役であります。

社外取締役勝木朋彦は、当社の主要株主でありますKDDI株式会社の従業員であります。取締役個人と当社との間に資本的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

当社と各社外監査役、各社外監査役の兼任先との間には、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めは設けておりませんが、選任に際しては、株式会社東京証券取引所が定める基準等を参考にしております。

へ. 会社の組織体制及びコーポレート・ガバナンス体制図



リスク管理体制の整備状況

当社のコーポレート・ガバナンスの強化にとって、リスク管理は非常に重要な要素であると認識しております。このような認識のもと、当社ではリスク管理規程でリスク管理に関する基本方針を定めるとともに、コーポレート本部担当取締役を総括責任者とするリスクマネジメント体制を構築し、自然災害、知的財産リスク、情報漏洩等、当社を取り巻くリスクの早期発見と未然防止に対応できる体制を構築しております。

また、法令遵守体制の構築を目的としてコンプライアンス規程を定め、内部監査室を窓口とした内部通報制度の設置を実施し、組織的または個人的な不正行為等の未然防止と早期発見に対処しております。

役員報酬の内容

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数 (名)
		基本 報酬	ストック・オブ ション	賞与	退職 慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	23,941	23,941				5
監査役 (社外監査役を除く)						
社外取締役	5,333	5,333				1
社外監査役	4,770	4,770				3

b. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

平成26年8月28日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額500,000千円、監査役の報酬限度額は年額50,000千円と決議されており、かかる報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して報酬額を決定しております。

取締役及び監査役の定数

当社の取締役は9名以内、監査役は5名以内である旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役会の選任決議について、株主総会において総株主の議決権数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任を行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結することができる旨、定款に定めております。当該契約に基づき、社外取締役及び社外監査役と締結しております。

なお、当該責任限定契約が認められるのは、社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議をもって、取締役及び監査役（取締役及び監査役であったものを含む。）の同法第423条第1項における損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

株主総会の決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以って行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和し、株主総会の円滑な運営を行うためであります。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に迅速に対応し、機動的な資本政策を遂行するためであります。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年11月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
3,000		7,500	3,000

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

財務報告に係る内部統制整備に関する助言業務等であります。

【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模や事業特性に基づく監査公認会計士等の監査計画とその内容及び日数等を勘案し、双方協議の上で報酬額を決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成24年11月14日から平成25年5月31日まで)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第3項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、前事業年度(平成24年11月14日から平成25年5月31日まで)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年3月26日内閣府令第19号)附則第2条第1項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成24年11月14日から平成25年5月31日まで)及び当事業年度(平成25年6月1日から平成26年5月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成26年9月1日から平成26年11月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成26年6月1日から平成26年11月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人、宝印刷株式会社等が主催する各種セミナー等に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年5月31日)	当事業年度 (平成26年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	42,967	462,905
売掛金	338	134,407
前払費用	500	2,946
未収消費税等		78,281
その他		385
流動資産合計	43,805	678,926
固定資産		
有形固定資産		
建物		1,387
減価償却累計額		593
建物(純額)		794
工具、器具及び備品	430	313
減価償却累計額	71	98
工具、器具及び備品(純額)	358	214
有形固定資産合計	358	1,008
無形固定資産		
ソフトウェア	4,242	3,300
その他		1,575
無形固定資産合計	4,242	4,875
投資その他の資産		
敷金	2,000	4,931
投資その他の資産合計	2,000	4,931
固定資産合計	6,601	10,814
資産合計	50,406	689,741
負債の部		
流動負債		
未払金	4,605	45,484
未払費用	2,892	11,790
未払法人税等	89	5,245
前受金		3,183
預り金	459	2,329
本社移転費用引当金		13,522
流動負債合計	8,047	81,556
負債合計	8,047	81,556

	前事業年度 (平成25年5月31日)	当事業年度 (平成26年5月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	43,865	1,023,615
資本剰余金		
資本準備金	43,715	1,023,465
資本剰余金合計	43,715	1,023,465
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	45,221	1,438,894
利益剰余金合計	45,221	1,438,894
株主資本合計	42,358	608,185
純資産合計	42,358	608,185
負債純資産合計	50,406	689,741

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成26年11月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	942,584
売掛金	339,137
その他	15,133
流動資産合計	1,296,855
固定資産	
有形固定資産	44,535
無形固定資産	4,278
投資その他の資産	116,578
固定資産合計	165,392
資産合計	1,462,248
負債の部	
流動負債	
買掛金	31,703
未払金	264,015
未払法人税等	4,120
本社移転費用引当金	13,522
その他	50,239
流動負債合計	363,602
負債合計	363,602
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,419,465
資本剰余金	1,419,315
利益剰余金	1,740,133
株主資本合計	1,098,646
純資産合計	1,098,646
負債純資産合計	1,462,248

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年11月14日 至 平成25年 5月31日)	当事業年度 (自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)
売上高	417	359,051
売上原価	20,979	87,452
売上総利益又は売上総損失()	20,561	271,598
販売費及び一般管理費	¹ 23,786	¹ 1,629,801
営業損失()	44,348	1,358,203
営業外収益		
受取利息	0	58
その他		184
営業外収益合計	0	242
営業外費用		
支払利息	43	464
創立費償却	277	
株式交付費	462	6,888
為替差損		289
営業外費用合計	783	7,642
経常損失()	45,131	1,365,603
特別損失		
固定資産除却損		² 218
減損損失		³ 13,378
本社移転費用引当金繰入額		13,522
特別損失合計		27,120
税引前当期純損失()	45,131	1,392,723
法人税、住民税及び事業税	89	950
法人税等合計	89	950
当期純損失()	45,221	1,393,673

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年11月14日 至 平成25年5月31日)		当事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		10,524	50.2	42,527	48.6
経費	1	10,454	49.8	44,924	51.4
売上原価		20,979	100.0	87,452	100.0

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

(注) 1 経費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年11月14日 至 平成25年5月31日)		当事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
外注費(千円)	6,200		7,024	
通信費(千円)	2,189		25,611	
賃借料(千円)	1,179		4,151	
消耗品費(千円)	322		4,754	

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成26年6月1日 至平成26年11月30日)
売上高	1,277,336
売上原価	157,712
売上総利益	1,119,623
販売費及び一般管理費	1 1,416,302
営業損失()	296,679
営業外収益	
受取利息	108
還付加算金	118
その他	165
営業外収益合計	392
営業外費用	
支払利息	21
株式交付費	2,771
為替差損	1,014
営業外費用合計	3,807
経常損失()	300,094
税引前四半期純損失()	300,094
法人税、住民税及び事業税	1,145
法人税等合計	1,145
四半期純損失()	301,239

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年11月14日 至 平成25年 5月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	150					150	150
当期変動額							
新株の発行	43,715	43,715	43,715			87,430	87,430
当期純損失()				45,221	45,221	45,221	45,221
当期変動額合計	43,715	43,715	43,715	45,221	45,221	42,208	42,208
当期末残高	43,865	43,715	43,715	45,221	45,221	42,358	42,358

当事業年度(自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	43,865	43,715	43,715	45,221	45,221	42,358	42,358
当期変動額							
新株の発行	979,750	979,750	979,750			1,959,500	1,959,500
当期純損失()				1,393,673	1,393,673	1,393,673	1,393,673
当期変動額合計	979,750	979,750	979,750	1,393,673	1,393,673	565,826	565,826
当期末残高	1,023,615	1,023,465	1,023,465	1,438,894	1,438,894	608,185	608,185

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年11月14日 至 平成25年5月31日)	当事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 ()	45,131	1,392,723
減価償却費	543	1,774
長期前払費用償却額		464
減損損失		13,378
本社移転費用引当金繰入額		13,522
受取利息	0	58
支払利息	43	464
株式交付費	462	6,888
固定資産除却損		218
売上債権の増減額 (は増加)	338	134,069
未払金の増減額 (は減少)	12,045	40,879
その他	3,088	62,864
小計	29,287	1,512,124
利息の受取額	0	58
利息の支払額	43	464
法人税等の支払額		92
営業活動によるキャッシュ・フロー	29,330	1,512,623
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	430	6,952
無形固定資産の取得による支出		1,575
敷金の差入による支出	2,000	13,522
敷金の回収による収入		2,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,430	20,050
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	10,000	300,000
短期借入金の返済による支出		300,000
株式の発行による収入	64,577	1,952,611
財務活動によるキャッシュ・フロー	74,577	1,952,611
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	42,817	419,938
現金及び現金同等物の期首残高	150	42,967
現金及び現金同等物の期末残高	1 42,967	1 462,905

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

		当第2四半期累計期間 (自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失()		300,094
減価償却費		1,530
長期前払費用償却額		464
受取利息		108
支払利息		21
株式交付費		2,771
為替差損益(は益)		50
売上債権の増減額(は増加)		204,730
仕入債務の増減額(は減少)		31,703
未払金の増減額(は減少)		173,996
未収消費税等の増減額(は増加)		68,459
その他		29,414
小計		196,623
利息の受取額		108
利息の支払額		21
法人税等の支払額		952
営業活動によるキャッシュ・フロー		197,488
投資活動によるキャッシュ・フロー		
敷金の差入による支出		111,811
投資活動によるキャッシュ・フロー		111,811
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入		100,000
短期借入金の返済による支出		100,000
株式の発行による収入		788,929
財務活動によるキャッシュ・フロー		788,929
現金及び現金同等物に係る換算差額		50
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		479,679
現金及び現金同等物の期首残高		462,905
現金及び現金同等物の四半期末残高	1	942,584

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 平成24年11月14日 至 平成25年5月31日）

1．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 6年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

2．繰延資産の処理方法

(1)創立費

支出時に全額費用として処理しております。

(2)株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

3．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

4．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自平成25年6月1日至平成26年5月31日)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 3～8年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

2. 繰延資産の処理方法

(1)株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上していません。

(2)本社移転費用引当金

本社移転に伴い将来発生する費用に備えるため、当事業年度末において発生すると見込まれる額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成24年11月14日 至 平成25年5月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)
該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成25年 5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (平成26年 5月31日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度45%、当事業年度91%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度55%、当事業年度9%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成24年11月14日 至 平成25年5月31日)		(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	
広告宣伝費	10,464	千円	1,475,179	千円
給与手当及び賞与	3,664		46,842	
賃借料	1,728		6,803	
租税公課	1,454		5,295	
支払手数料	2,248		5,954	
減価償却費	30		522	

2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成24年11月14日 至 平成25年5月31日)		(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	
工具、器具及び備品	-	千円	218	千円

3 減損損失

前事業年度（自 平成24年11月14日 至 平成25年5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
本社(東京都港区)	事業所用設備	建物	4,652千円
		工具、器具及び備品	599千円
		敷金	8,127千円

当社は、単一事業である事業セグメントを基礎としてグルーピングを行っております。

本社機能の移転の意思決定を行ったことにより、事業所用設備のうち、将来使用見込みの無い固定資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減少し、当該減少額を減損損失（13,378千円）として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、使用価値は減価償却費相当額として算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成24年11月14日 至 平成25年5月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	15	1,213		1,228

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次の通りであります。

第三者割当増資による増加 1,213株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,228	121,572		122,800
A種優先株式		17,500		17,500
B種優先株式		25,000		25,000
C種優先株式		6,300		6,300
合計	1,228	170,372		171,600

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次の通りであります。

株式分割による増加 121,572株

A種優先株式の増加数の内訳は、次の通りであります。

第三者割当増資による増加 175株

株式分割による増加 17,325株

B種優先株式の増加数の内訳は、次の通りであります。

第三者割当増資による増加 250株

株式分割による増加 24,750株

C種優先株式の増加数の内訳は、次の通りであります。

第三者割当増資による増加 6,300株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年11月14日 至 平成25年 5月31日)		当事業年度 (自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)	
現金及び預金	42,967	千円	462,905	千円
現金及び現金同等物	42,967		462,905	

2 重要な非資金取引の内容

	前事業年度 (自 平成24年11月14日 至 平成25年 5月31日)		当事業年度 (自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)	
現物出資の受入による資本金の増加	11,195	千円	-	千円
現物出資の受入による資本準備金の増加	11,195		-	
現物出資の受入による無形固定資産の増加	4,714		-	
現物出資の受入による短期借入金の減少	10,000		-	
現物出資の受入による未払金の減少	7,440		-	

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成24年11月14日 至 平成25年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成24年11月14日 至 平成25年5月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は主に自己資金で賄っております。資金運用においては短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金、未払費用は一年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因に織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	42,967	42,967	-
(2) 売掛金	338	338	-
資産計	43,305	43,305	-
(1) 未払金	4,605	4,605	-
(2) 未払費用	2,892	2,892	-
負債計	7,497	7,497	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金 (2) 未払費用

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	42,940	-	-	-
売掛金	338	-	-	-
合計	43,278	-	-	-

当事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は主に自己資金で賄っております。資金運用においては短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は一年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因に織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	462,905	462,905	-
(2) 売掛金	134,407	134,407	-
資産計	597,312	597,312	-
(1) 未払金	45,484	45,484	-
負債計	45,484	45,484	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	462,820	-	-	-
売掛金	134,407	-	-	-
合計	597,227	-	-	-

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成24年11月14日 至 平成25年5月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成25年4月19日臨時株主総会 第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 1,150,000株
付与日	平成25年4月19日
権利確定条件	<p>(1) 行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。</p> <p>権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。</p> <p>(2) 相続 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。</p> <p>(3) その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結されている「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成27年4月20日 至 平成35年4月19日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成26年4月9日付の株式分割(1株につき100株の割合)及び平成26年12月29日付の株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 上記のほか、細目については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成25年5月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	平成25年4月19日臨時株主総会 第1回 ストック・オプション	
	権利確定前(株)	
前事業年度末		-
付与		1,150,000
失効		-
権利確定		-
未確定残		1,150,000
権利確定後(株)		
前事業年度末		-
権利確定		-
権利行使		-
失効		-
未行使残		-

(注) 平成26年4月9日付の株式分割(1株につき100株の割合)及び平成26年12月29日付の株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	平成25年4月19日臨時株主総会 第1回 ストック・オプション	
	権利行使価格(円)	
行使時平均株価(円)		-
付与日における公正な評価単価(円)		-

(注) 平成26年4月9日付の株式分割(1株につき100株の割合)及び平成26年12月29日付の株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストックオプションの公正な評価単価を見積もる方法に代え、ストックオプションの単位当たりの本源的価値を見積もる方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカунテッド・キャッシュフロー法により算定した価格を用いております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度末において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	9,200千円
(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	- 千円

当事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成25年4月19日臨時株主総会 第1回 Stock・オプション	平成25年11月1日臨時株主総会 第2回 Stock・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 5名	当社取締役 2名 当社従業員 10名
株式の種類別のStock・オプションの数	普通株式 1,150,000株(注)1、2	普通株式 540,000株(注)1、2
付与日	平成25年4月19日	平成25年11月15日
権利確定条件	<p>(1) 行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。</p> <p>権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。</p> <p>(2) 相続 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。</p> <p>(3) その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結されている「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	<p>(1) 行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。</p> <p>権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。</p> <p>(2) 相続 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。</p> <p>(3) その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結されている「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	自 平成27年4月20日 至 平成35年4月19日	自 平成27年11月16日 至 平成35年11月15日

決議年月日	平成25年11月1日臨時株主総会 第3回 ストック・オプション	平成26年4月21日臨時株主総会 第4回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名	当社取締役 2名 当社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 140,000株(注)1、2	普通株式 625,000株(注)2
付与日	平成25年12月6日	平成26年4月21日
権利確定条件	<p>(1) 行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。</p> <p>権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。</p> <p>(2) 相続 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。</p> <p>(3) その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結されている「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	<p>(1) 行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。</p> <p>権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。</p> <p>(2) 相続 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。</p> <p>(3) その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結されている「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	自 平成27年12月7日 至 平成35年12月6日	自 平成28年4月22日 至 平成36年4月21日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。平成26年4月9日付の株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 株式数に換算して記載しております。平成26年12月29日付の株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
3. 上記のほか、細目については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

決議年月日	平成25年4月19日 臨時株主総会	平成25年11月1日 臨時株主総会	平成25年11月1日 臨時株主総会	平成26年4月21日 臨時株主総会
	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利確定前	-	-	-	-
前事業年度末(株)	1,150,000 (注) 1、2	-	-	-
付与	-	540,000 (注) 1、2	140,000 (注) 1、2	625,000 (注) 2
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	1,150,000 (注) 1、2	540,000 (注) 1、2	140,000 (注) 1、2	625,000 (注) 2
権利確定後(株)				
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。平成26年4月9日付の株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 株式数に換算して記載しております。平成26年12月29日付の株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	平成25年4月19日 臨時株主総会	平成25年11月1日 臨時株主総会	平成25年11月1日 臨時株主総会	平成26年4月21日 臨時株主総会
	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利行使価格(円)	8 (注) 1、2	200 (注) 1、2	200 (注) 1、2	480 (注) 2
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-	-

(注) 1. 平成26年4月9日付の株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

2. 平成26年12月29日付の株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストックオプションの公正な評価単価を見積もる方法に代え、ストックオプションの単位当たりの本源的価値を見積もる方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカунテッド・キャッシュフロー法により算定した価格を用いております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	1,150,550千円
(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	- 千円

(税効果会計関係)

前事業年度（自 平成24年11月14日 至 平成25年5月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払費用	1,140 千円
減価償却超過額	701 "
繰越欠損金	15,803 "
繰延税金資産小計	17,645 千円
評価性引当額	17,645 "
繰延税金資産合計	- 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

当事業年度（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,532 千円
未払費用	8,243 "
未払金	3,718 "
減価償却超過額	2,845 "
減損損失	4,768 "
本社移転費用引当金	4,819 "
繰越欠損金	485,918 "
その他	162 "
繰延税金資産小計	512,007 千円
評価性引当額	512,007 "
繰延税金資産合計	- 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

3. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法（平成26年法律第10号）」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、平成26年6月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等について、前事業年度の38.0%から35.6%に変更されております。この税率変更による財務諸表に与える影響はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 平成24年11月14日 至 平成25年5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成24年11月14日 至 平成25年 5月31日）

当社は、メディア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日）

当社は、メディア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成24年11月14日 至 平成25年 5月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
株式会社I&Gパートナーズ	322
株式会社ワンオブゼム	95

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメントの記載は省略しております。

当事業年度（自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
株式会社セプテーニ	75,648
株式会社CyberZ	36,417

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメントの記載は省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成24年11月14日 至 平成25年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

当事業年度において、固定資産の減損損失13,378千円を計上しておりますが、当社は、メディア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成24年11月14日 至 平成25年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成24年11月14日 至 平成25年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成24年11月14日 至 平成25年 5月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	福島良典	-	-	当社代表 取締役	(被所有) 直接3.7	第三者割当 増資	第三者割当 増資 1	1,650	-	-
主要株主	吉田宏司	-	-	当社従業員	(被所有) 直接33.3	第三者割当 増資	第三者割当 増資 1	1,650	-	-
主要株主	関喜史	-	-	当社従業員	(被所有) 直接33.3	第三者割当 増資	第三者割当 増資 1	1,650	-	-
主要株主	木村新司	-	-	-	(被所有) 直接72.6	第三者割当 増資	第三者割当 増資 2	32,480	-	-
						第三者割当 増資	第三者割当 増資 3	17,440	-	-
						資金の借入	利息の支払 4	43	-	-
						債務被保証	本社事務所賃 借に係る債 務被保証 5	2,000	-	-
						-	経費の立替 6	-	未払金	100

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 第三者割当増資は、当社が行った増資を現物出資の手法により1株につき10,000円で引き受けたものであります。

なお吉田宏司及び関喜史は、平成25年2月5日付で主要株主でなくなったため、議決権等の被所有割合は主要株主でなくなった時点の割合を、取引金額は主要株主であった期間の取引金額を記載しております。

(2) 第三者割当増資は、当社が行った増資を1株160,000円で引き受けたものであります。

発行価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）を基に総合的に勘案して算定された価格であります。

(3) 第三者割当増資は、当社が行った増資を現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の手法により1株につき160,000円で引き受けたものであります。

(4) 資金の借入の利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(5) 木村新司は平成25年2月5日付で主要株主に該当することになりました。上記取引金額は平成25年2月1日から平成25年5月31日までの賃借料を集計しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(6) 発生経費の立替分につき、請求に基づき支給しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	木村新司	-	-	当社代表 取締役	(被所有) 直接50.2	資金の借入	資金の借 入 1	300,000	-	-
							利息の支 払 2	464	-	-
							資金の返 済 1	300,000	-	-

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 運転資金として借り入れております。
 - (2) 資金の借入の利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
- 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年11月14日 至 平成25年5月31日)	当事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)
1株当たり純資産額	3.45円	78.75円
1株当たり当期純損失金額()	6.80円	93.37円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	- 円	- 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、かつ、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 当社は、平成26年4月9日付で株式1株につき100株の割合での株式分割、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合での株式分割を行っております。前事業年度期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年11月14日 至 平成25年5月31日)	当事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)
1株当たり当期純損失金額		
当期純損失金額()(千円)	45,221	1,393,673
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失金額()(千円)	45,221	1,393,673
普通株式の期中平均株式数(株)	6,645,628	14,925,918
(うち普通株式数(株))	6,645,628	12,280,000
(うちA種優先株式数(株))	-	1,553,425
(うちB種優先株式数(株))	-	1,089,041
(うちC種優先株式数(株))	-	3,452
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成25年第1回新株予約権(株式の数1,150,000株) なお、これらの詳細は、「第4提出会社の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	平成25年第1回新株予約権(株式の数1,150,000株)、平成25年第2回新株予約権(株式の数540,000株)、平成25年第3回新株予約権(株式の数140,000株)、平成26年第4回新株予約権(株式の数625,000株) なお、これらの詳細は、「第4提出会社の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年11月14日 至 平成25年 5月31日)		当事業年度 (自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)	
純資産の額の合計額(千円)		42,358		608,185
純資産の合計額から控除する金額(千円)		-		1,959,500
(うちA種優先株式)(千円)		-		(350,000)
(うちB種優先株式)(千円)		-		(1,200,000)
(うちC種優先株式)(千円)		-		(409,500)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)		42,358		1,351,314
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)		12,280,000		17,160,000
(うち普通株式数(株))		12,280,000		12,280,000
(うちA種優先株式数(株))		-		1,750,000
(うちB種優先株式数(株))		-		2,500,000
(うちC種優先株式数(株))		-		630,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成24年11月14日 至 平成25年5月31日)

新株式の発行について

平成25年7月9日開催の臨時株主総会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、平成25年7月12日に払込みが完了しております。

(1)発行株式の種類及び数

A種優先株式 175株

(2)払込金額

1株につき2,000,000円

(3)資本組入額

1株につき1,000,000円

(4)払込金額の総額

350,000千円

(5)資本組入額の総額

175,000千円

(6)払込期日

平成25年7月12日

(7)割当先及び割当株式数

ジャフコSV4 共有投資事業有限責任組合 150株

イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合 15株

B Dash Fund 1号投資事業有限責任組合 10株

(8)資金の用途

広告宣伝費及び運転資金等

当事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

1.新株式の発行について

平成26年5月28日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、平成26年5月30日に一部払込みが完了し、残りは平成26年6月6日、平成26年6月30日に払込みが完了しております。

(1)発行株式の種類及び数

C種優先株式 18,480株

(2)払込金額

1株につき65,000円

(3)資本組入額

1株につき32,500円

(4)払込金額の総額

1,201,200千円

(5)資本組入額の総額

600,600千円

(6)払込期日

平成26年6月30日

(7)割当先及び割当株式数

KDDI株式会社 10,500株

ジャフコSV4 共有投資事業有限責任組合 6,300株

B Dash Fund 2号投資事業有限責任組合 1,680株

(8)資金用途

既存事業の拡大に係る広告宣伝費、人材関連費等の運転資金等

2. 第5回新株予約権の発行について

平成26年6月23日開催の臨時株主総会決議に基づき、当社の従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を発行しております。

なお、新株予約権の内容については、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の発行日
平成26年8月13日
- (2) 発行する新株予約権の総数
750個(新株予約権1個につき1株)
- (3) 新株予約権の発行価格
無償とする
- (4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 750株
- (5) 新株予約権行使時の払込金額
1株につき65,000円
- (6) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格の総額
48,750千円
- (7) 新株予約権の行使期間
割当日から2年経過した日から10年を経過する日まで
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうち資本組入額
1株につき32,500円

3. 第6回新株予約権の発行について

平成26年10月30日開催の臨時株主総会決議により、当社の従業員に対してのインセンティブを目的として、新株予約権を発行しております。

なお、新株予約権の内容については、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の発行日
平成26年10月30日
- (2) 発行する新株予約権の総数
550個(新株予約権1個につき1株)
- (3) 新株予約権の発行価格
無償とする
- (4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 550株
- (5) 新株予約権行使時の払込金額
1株につき65,000円
- (6) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格の総額
35,750千円
- (7) 新株予約権の行使期間
割当日から2年経過した日から10年を経過する日まで
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうち資本組入額
1株につき32,500円

4. A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の普通株式への転換並びに自己株式(A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式)の消却

当社が発行するA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全てについて、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主の取得請求権行使により、平成26年12月15日付にて普通株式へ転換いたしました。また、平成26年12月2日開催の取締役会において、取得した全ての自己株式(A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式)について、会社法第178条の規定に基づき消却を行うことを決議し、平成26年12月16日付で実施いたしました。

優先株式の普通株式への転換状況

(1) 転換株式数

A種優先株式 17,500株

B種優先株式 25,000株

C種優先株式 18,480株

(2) 転換により増加した普通株式数 60,980株

(3) 増加後の発行済普通株式数 183,780株

5. 株式分割、単元株制度の採用

当社は、平成26年12月2日開催の取締役会決議により、平成26年12月29日付をもって株式分割を行っております。また平成26年12月26日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社は、株式上場に向けて株式の流通活性化と投資家層の拡大を図るため、株式の分割を実施するとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

()株式分割の方法

平成26年12月28日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

()株式分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数 183,780株

今回の分割により増加した株式数 18,194,220株

株式分割後の発行済株式総数 18,378,000株

()分割の日程

基準日公告 平成26年12月12日

基準日 平成26年12月28日

効力発生日 平成26年12月29日

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日)
広告宣伝費	1,190,008千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日)
現金及び預金	942,584千円
現金及び現金同等物	942,584千円

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間（自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日）

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、平成26年6月6日及び平成26年6月30日を払込期日とする第三者割当増資を実施しました。この結果、当第2四半期累計期間において資本金が395百万円、資本準備金が395百万円増加し、当第2四半期会計期間末において資本金は1,419百万円、資本準備金が1,419百万円となりました。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間（自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日）

当社は、メディア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期累計期間 (自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	16円44銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額()(千円)	301,239
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失金額()(千円)	301,239
普通株式の期中平均株式数(株)	18,322,689
(うち普通株式数(株))	12,280,000
(うちA種優先株式数(株))	1,750,000
(うちB種優先株式数(株))	2,500,000
(うちC種優先株式数(株))	1,792,689
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	平成26年第5回新株予約権(株式の数75,000株)、平成26年第6回新株予約権(株式の数55,000株) なお、これらの詳細は、「第4提出会社の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社は非上場であり、期中平均株価が把握できず、かつ、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
2. 当社は、平成26年12月29日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

(重要な後発事象)

1. A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の普通株式への転換並びに自己株式(A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式)の消却

当社が発行するA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全てについて、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主の取得請求権行使により、平成26年12月15日付にて普通株式へ転換いたしました。また、平成26年12月2日開催の取締役会において、取得した全ての自己株式(A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式)について、会社法第178条の規定に基づき消却を行うことを決議し、平成26年12月16日付で実施いたしました。

優先株式の普通株式への転換状況

(1) 転換株式数

A種優先株式 17,500株

B種優先株式 25,000株

C種優先株式 18,480株

(2) 転換により増加した普通株式数 60,980株

(3) 増加後の発行済普通株式数 183,780株

2. 株式分割、単元株制度の採用

当社は、平成26年12月2日開催の取締役会決議により、平成26年12月29日付をもって株式分割を行っております。また平成26年12月26日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社は、株式上場に向けて株式の流通活性化と投資家層の拡大を図るため、株式の分割を実施するとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

() 株式分割の方法

平成26年12月28日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

() 株式分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数 183,780株

今回の分割により増加した株式数 18,194,220株

株式分割後の発行済株式総数 18,378,000株

() 分割の日程

基準日公告 平成26年12月12日

基準日 平成26年12月28日

効力発生日 平成26年12月29日

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【附属明細表】（平成26年5月31日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	-	6,039	4,652	1,387	593	593	794
			(4,652)				
工具、器具及び備品	430	912	1,029	313	98	238	214
			(599)				
有形固定資産計	430	6,952	5,681	1,700	692	831	1,008
			(5,251)				
無形固定資産							
ソフトウェア	4,714	-	-	4,714	1,414	942	3,300
その他	-	1,575	-	1,575	-	-	1,575
無形固定資産計	4,714	1,575	-	6,289	1,414	942	4,875

(注)「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
本社移転費用引当金	-	13,522	-	-	13,522

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成26年5月31日現在)

流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	85
預金	
普通預金	462,820
預金計	462,820
合計	462,905

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社セプテーニ	35,745
株式会社サイバー・コミュニケーションズ	19,733
株式会社CyberZ	16,255
株式会社リブセンス	8,487
株式会社アドウェイズ	7,326
その他	46,860
合計	134,407

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
338	383,161	249,091	134,407	65.0	64.2

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ハ. 未収消費税等

区分	金額(千円)
未収消費税等還付金	78,281
合計	78,281

流動負債

イ. 未払金

相手先	金額(千円)
株式会社DISTANT DRUMS	9,000
株式会社セブテーニ	6,111
株式会社CyberZ	4,587
Amazon Web Services, Inc	3,843
新日本有限責任監査法人	3,561
その他	18,380
合計	45,484

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

第3期事業年度の第3四半期会計期間(平成26年12月1日から平成27年2月28日まで)及び第3四半期累計期間(平成26年6月1日から平成27年2月28日まで)の業績の概要は次のとおりであります。

なお、この業績の概要は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく四半期レビューは未了であり四半期レビュー報告書は受領しておりません。

【四半期財務諸表】

イ 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成27年2月28日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,050,124
売掛金	338,057
その他	19,078
流動資産合計	1,407,260
固定資産	
有形固定資産	43,953
無形固定資産	4,427
投資その他の資産	121,617
固定資産合計	169,998
資産合計	1,577,258
負債の部	
流動負債	
買掛金	45,137
未払法人税等	4,029
その他	231,558
流動負債合計	280,726
負債合計	280,726
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,419,465
資本剰余金	1,419,315
利益剰余金	1,542,247
株主資本合計	1,296,532
純資産合計	1,296,532
負債純資産合計	1,577,258

□ 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成26年6月1日 至平成27年2月28日)
売上高	2,170,028
売上原価	291,377
売上総利益	1,878,650
販売費及び一般管理費	1,974,136
営業損失()	95,485
営業外収益	
受取利息	198
その他	662
営業外収益合計	860
営業外費用	
支払利息	21
株式交付費	2,771
株式公開費用	2,369
為替差損	1,848
営業外費用合計	7,010
経常損失()	101,634
税引前四半期純損失()	101,634
法人税、住民税及び事業税	1,717
法人税等合計	1,717
四半期純損失()	103,352

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年11月30日、毎年5月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所(注)1	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL： http://gunosy.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)1．当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3．当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していませんので、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成25年2月5日	福島 良典	東京都中央区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10位)	木村 新司	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	125	10,000,000 (80,000)	所有者の事情による
平成25年2月5日	吉田 宏司	東京都文京区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	木村 新司	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	125	10,000,000 (80,000)	所有者の事情による
平成25年2月5日	関 喜史	東京都中央区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	木村 新司	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	125	10,000,000 (80,000)	所有者の事情による
平成25年12月8日	木村 新司	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10位)	B Dash Fund 1号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 B Dash Ventures 株式会社 代表取締役社長 渡邊 洋行	東京都港区 虎ノ門五丁目11番2号		30	99,000,000 (3,300,000)	所有者の事情による
平成26年8月14日	三尾 正人	東京都大田区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	株式会社オプト 代表取締役社長 鉢嶺 登	東京都千代田区四番町6		400	26,000,000 (65,000)	所有者の事情による
平成26年8月15日	三尾 正人	東京都大田区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	B Dash Fund 2号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 B Dash Ventures 株式会社 代表取締役社長 渡邊 洋行	東京都港区 虎ノ門五丁目11番2号		800	52,000,000 (65,000)	所有者の事情による
平成26年8月18日	三尾 正人	東京都大田区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	株式会社セプテーニ 代表取締役社長 佐藤 光紀	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号		400	26,000,000 (65,000)	所有者の事情による
平成26年8月20日	三尾 正人	東京都大田区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	伊藤 光茂	東京都港区	特別利害関係者等(当社の取締役)	100	6,500,000 (65,000)	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年9月30日	三尾 正人	東京都大田区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	B Dash Fund 2号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 B Dash Ventures 株式会社 代表取締役社長 渡邊洋行	東京都港区虎ノ門五丁目11番2号		2,300	149,500,000 (65,000)	所有者の事情による
平成26年12月15日				ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合無限責任組合員 株式会社 ジャフコ 代表取締役 豊貴伸一	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	15,000		A種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)
平成26年12月15日				B Dash Fund 1号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 B Dash Ventures 株式会社 代表取締役社長 渡邊洋行	東京都港区虎ノ門五丁目11番2号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	1,000		A種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)
平成26年12月15日				KDDI 株式会社 代表取締役 田中孝司	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	25,000		B種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)
平成26年12月15日				ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合無限責任組合員 株式会社 ジャフコ 代表取締役 豊貴伸一	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	6,300		C種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)
平成26年12月15日				KDDI 株式会社 代表取締役 田中孝司	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	10,500		C種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)
平成26年12月15日				B Dash Fund 2号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 B Dash Ventures 株式会社 代表取締役社長 渡邊洋行	東京都港区虎ノ門五丁目11番2号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	1,680		C種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成24年6月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下、「株式等の移動」という)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載するものとされており。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとされており。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされており。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされており。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされており。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、直近の第三者割当増資の価格等を参考として、当事者間で協議の上、決定した価格であります。
5. 平成26年3月14日開催の取締役会決議、平成26年4月7日開催のA種種類株主総会決議、B種種類株主総会決議及び普通種類株主総会決議により、平成26年4月9日付で株式1株につき100株の割合での株式分割を、平成26年12月2日開催の取締役会決議により、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合での株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の移動にかかる株数及び金額は分割前の株数及び金額を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	株式	株式	株式
発行年月日	平成24年12月17日	平成25年2月5日	平成25年2月25日	平成25年5月31日
種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	495株	395株	10株	313株
発行価格	10,000円 (注)4	80,000円 (注)4	80,000円 (注)4	160,000円 (注)4
資本組入額	5,000円	40,000円	40,000円	80,000円
発行価額の総額	4,950,000円	31,600,000円	800,000円	50,080,000円
資本組入額の総額	2,475,000円	15,800,000円	400,000円	25,040,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約				

項目	株式	株式	株式	株式
発行年月日	平成25年7月12日	平成25年12月24日	平成26年5月30日	平成26年6月6日
種類	A種優先株式	B種優先株式	C種優先株式	C種優先株式
発行数	175株	250株	6,300株	10,500株
発行価格	2,000,000円 (注)4	4,800,000円 (注)4	65,000円 (注)4	65,000円 (注)4
資本組入額	1,000,000円	2,400,000円	32,500円	32,500円
発行価額の総額	350,000,000円	1,200,000,000円	409,500,000円	682,500,000円
資本組入額の総額	175,000,000円	600,000,000円	204,750,000円	341,250,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2

項目	株式	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成26年6月30日	平成25年4月19日	平成25年11月15日	平成25年12月6日
種類	C種優先株式	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	1,680株	普通株式 115株	普通株式 54株	普通株式 14株
発行価格	65,000円 (注)4	1株につき 80,000円 (注)5	1株につき 2,000,000円 (注)5	1株につき 2,000,000円 (注)5
資本組入額	32,500円	40,000円	1,000,000円	1,000,000円
発行価額の総額	109,200,000円	9,200,000円	108,000,000円	28,000,000円
資本組入額の総額	54,600,000円	4,600,000円	54,000,000円	14,000,000円
発行方法	第三者割当	平成25年4月19日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成25年11月1日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成25年11月1日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2		(注)3	(注)3

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成26年4月21日	平成26年8月13日	平成26年10月30日
種類	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 6,250株	普通株式 750株	普通株式 550株
発行価格	1株につき 48,000円 (注)5	1株につき 65,000円 (注)5	1株につき 65,000円 (注)5
資本組入額	24,000円	32,500円	32,500円
発行価額の総額	300,000,000円	48,750,000円	35,750,000円
資本組入額の総額	150,000,000円	24,375,000円	17,875,000円
発行方法	平成26年4月21日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成26年6月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成26年10月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)3	(注)3	(注)3

- (注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。
- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成26年5月31日であります。
2. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた株式(以下、「割当株式」という)を、原則として、割当を受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として割当を受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 5. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 6. 平成26年3月14日開催の取締役会決議、平成26年4月7日開催のA種種類株主総会決議、B種種類株主総会決議及び普通種類株主総会決議により、平成26年4月9日付で株式1株につき100株の割合で、また、平成26年12月2日開催の取締役会決議により、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株数は分割前の株数で記載しております。
 7. 当社は、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主からの取得請求権の行使により、平成26年12月15日付で当社が発行するA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を取得し、その対価として普通株式60,980株を割り当てております。また、取得した自己株式(A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式)については、平成26年12月2日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき全株消却することを決議し、平成26年12月16日付で消却を行っております。
 8. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき 80,000円	1株につき 2,000,000円
行使期間	平成27年4月20日から 平成35年4月19日まで	平成27年11月16日から 平成35年11月15日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき 2,000,000円	1株につき 48,000円
行使期間	平成27年12月7日から 平成35年12月6日まで	平成28年4月22日から 平成36年4月21日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき 65,000円	1株につき 65,000円
行使期間	平成28年8月14日から 平成36年8月13日まで	平成28年10月31日から 平成36年10月30日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

9. 平成26年3月14日開催の取締役会決議、平成26年4月7日開催のA種種類株主総会決議、B種種類株主総会決議及び普通種類株主総会決議により、平成26年4月9日付で株式1株につき100株の割合で、平成26年12月2日開催の取締役会決議により、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株数および単価は分割前の株数および単価で記載しております。

2 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
福島 良典	東京都文京区	会社役員	165	1,650,000 (10,000)	特別利害関係者 等（当社の代表 取締役、大株主 上位10位）
吉田 宏司	東京都文京区	学生	165	1,650,000 (10,000)	特別利害関係者 等（大株主上位 10位）
関 喜史	東京都渋谷区	学生	165	1,650,000 (10,000)	特別利害関係者 等（大株主上位 10位）

(注) 平成26年3月14日開催の取締役会決議、平成26年4月7日開催のA種種類株主総会決議、B種種類株主総会決議及び普通種類株主総会決議により、平成26年4月9日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、平成26年12月2日開催の取締役会決議により、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記割当株数及び価格(単価)は分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
木村 新司	東京都港区	会社役員	205	16,400,000 (80,000)	特別利害関係者 等（大株主上位 10位）
三尾 正人	東京都大田区	会社員	70	5,600,000 (80,000)	-
垣内 伸也	神奈川県川崎市中原区	会社員	70	5,600,000 (80,000)	-
石橋 雅和	東京都中野区	会社員	30	2,400,000 (80,000)	当社の従業員
竹谷 祐哉	東京都港区	会社員	20	1,600,000 (80,000)	当社の従業員

(注) 平成26年3月14日開催の取締役会決議、平成26年4月7日開催のA種種類株主総会決議、B種種類株主総会決議及び普通種類株主総会決議により、平成26年4月9日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、平成26年12月2日開催の取締役会決議により、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記割当株数及び価格(単価)は分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
佐藤 完	東京都世田谷区	会社役員	10	800,000 (80,000)	-

(注) 平成26年3月14日開催の取締役会決議、平成26年4月7日開催のA種種類株主総会決議、B種種類株主総会決議及び普通種類株主総会決議により、平成26年4月9日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、平成26年12月2日開催の取締役会決議により、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記割当株数及び価格(単価)は分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
木村 新司	東京都港区	会社役員	312	49,920,000 (160,000)	特別利害関係者 等（大株主上位 10位）
青木 直子	埼玉県さいたま市見沼 区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社の従業員

(注) 平成26年3月14日開催の取締役会決議、平成26年4月7日開催のA種種類株主総会決議、B種種類株主総会決議及び普通種類株主総会決議により、平成26年4月9日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、平成26年12月2日開催の取締役会決議により、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記割当株数及び価格(単価)は分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
ジャフコSV4 共有投資 事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 豊貴伸一 資本金 33,251百万円	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号	投資事業組合	150	300,000,000 (2,000,000)	-
イーストベンチャーズ 投資事業有限責任組合 業務執行組合員 イーストベンチャーズ 株式会社 代表取締役 松山太河 資本金 0百万円	東京都港区六本木三丁 目1番26号	投資事業組合	15	30,000,000 (2,000,000)	-
B Dash Fund1号投資事 業有限責任組合 無限責任組合員 B Dash Ventures株式会 社 代表取締役 渡邊洋行 資本金 5百万円	東京都港区虎ノ門五丁 目11番2号	投資事業組合	10	20,000,000 (2,000,000)	-

(注) 平成26年3月14日開催の取締役会決議、平成26年4月7日開催のA種種類株主総会決議、B種種類株主総会決議及び普通種類株主総会決議により、平成26年4月9日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、平成26年12月2日開催の取締役会決議により、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記割当株数及び価格(単価)は分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
KDDI株式会社 代表取締役 田中孝司 資本金 141,851百万円	東京都新宿区西新宿二 丁目3番2号	電気通信事業	250	1,200,000,000 (4,800,000)	-

(注) 平成26年3月14日開催の取締役会決議、平成26年4月7日開催のA種種類株主総会決議、B種種類株主総会決議及び普通種類株主総会決議により、平成26年4月9日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、平成26年12月2日開催の取締役会決議により、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記割当株数及び価格(単価)は分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 豊貴伸一 資本金 33,251百万円	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号	投資事業組合	6,300	409,500,000 (65,000)	特別利害関係者 等(大株主上位 10位)

(注) 平成26年12月2日開催の取締役会決議により、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記割当株数及び価格(単価)は分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
KDDI株式会社 代表取締役 田中孝司 資本金 141,851百万円	東京都新宿区西新宿二 丁目3番2号	電気通信事業	10,500	682,500,000 (65,000)	特別利害関係者 等(大株主上位 10位)

(注) 平成26年12月2日開催の取締役会決議により、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記割当株数及び価格(単価)は分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
B Dash Fund 2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 B Dash Ventures株式会社 代表取締役 渡邊洋行 資本金 5百万円	東京都港区虎ノ門五丁 目11番2号	投資事業組合	1,680	109,200,000 (65,000)	-

(注) 平成26年12月2日開催の取締役会決議により、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記割当株数及び価格(単価)は分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

第1回新株予約権の付与(ストック・オプション)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
福島 良典	東京都文京区	会社役員	25	2,000,000 (80,000)	特別利害関係者 等(当社の代表 取締役、大株主 上位10位)
吉田 宏司	東京都文京区	会社員	25	2,000,000 (80,000)	特別利害関係者 等(大株主上位 10位) 当社の従業員
関 喜史	東京都渋谷区	会社員	25	2,000,000 (80,000)	特別利害関係者 等(大株主上位 10位) 当社の従業員
松本 勇氣	東京都目黒区	会社員	20	1,600,000 (80,000)	当社の従業員
石橋 雅和	東京都中野区	会社員	10	800,000 (80,000)	特別利害関係者 等(大株主上位 10位) 当社の従業員
竹谷 祐哉	東京都町田市	会社員	10	800,000 (80,000)	特別利害関係者 等(大株主上位 10位) 当社の従業員

(注) 平成26年3月14日開催の取締役会決議、平成26年4月7日開催のA種種類株主総会決議、B種種類株主総会決議及び普通種類株主総会決議により、平成26年4月9日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、平成26年12月2日開催の取締役会決議により、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記割当株数及び価格(単価)は分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

第2回新株予約権の付与（ストック・オプション）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
松本 勇氣	東京都目黒区	会社員	10	20,000,000 (2,000,000)	当社の従業員
福島 良典	東京都中央区	会社役員	4	8,000,000 (2,000,000)	特別利害関係者 等（当社の代表 取締役、大株主 上位10位）
竹谷 祐哉	東京都町田市	会社役員	4	8,000,000 (2,000,000)	特別利害関係者 等（当社の取締 役、大株主上位 10位）
吉田 宏司	東京都文京区	会社員	4	8,000,000 (2,000,000)	特別利害関係者 等（大株主上位 10位） 当社の従業員
関 喜史	東京都中央区	会社員	4	8,000,000 (2,000,000)	特別利害関係者 等（大株主上位 10位） 当社の従業員
篠原 照樹	東京都大田区	会社員	4	8,000,000 (2,000,000)	当社の従業員
久保 光証	東京都渋谷区	会社員	4	8,000,000 (2,000,000)	当社の従業員
三國 慎	東京都品川区	会社員	4	8,000,000 (2,000,000)	当社の従業員
森 浩明	千葉県浦安市	会社員	4	8,000,000 (2,000,000)	当社の従業員
長島 徹弥	東京都港区	会社員	4	8,000,000 (2,000,000)	当社の従業員
杉本 正純	東京都大田区	会社員	4	8,000,000 (2,000,000)	当社の従業員
有井 俊祐	東京都港区	会社員	4	8,000,000 (2,000,000)	当社の従業員

(注) 平成26年3月14日開催の取締役会決議、平成26年4月7日開催のA種種類株主総会決議、B種種類株主総会決議及び普通種類株主総会決議により、平成26年4月9日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、平成26年12月2日開催の取締役会決議により、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記割当株数及び価格（単価）は分割前の割当株数及び価格（単価）を記載しております。

第3回新株予約権の付与（ストック・オプション）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
伊藤 光茂	東京都港区	会社員	10	20,000,000 (2,000,000)	当社の従業員
大屋 れい子	東京都港区	会社員	3	6,000,000 (2,000,000)	当社の従業員
青木 直子	埼玉県さいたま市見沼区	会社員	1	2,000,000 (2,000,000)	当社の従業員

(注) 平成26年3月14日開催の取締役会決議、平成26年4月7日開催のA種種類株主総会決議、B種種類株主総会決議及び普通種類株主総会決議により、平成26年4月9日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、平成26年12月2日開催の取締役会決議により、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記割当株数及び価格(単価)は分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

第4回新株予約権の付与（ストック・オプション）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
長島 徹弥	東京都港区	会社員	1,600	76,800,000 (48,000)	当社の従業員
伊藤 光茂	東京都港区	会社役員	1,500	72,000,000 (48,000)	特別利害関係者等(当社の取締役)
竹谷 祐哉	東京都町田市	会社役員	1,000	48,000,000 (48,000)	特別利害関係者等(当社の取締役)
千葉 久義	東京都港区	会社員	800	38,400,000 (48,000)	当社の従業員
黒川 洋	東京都北区	会社員	400	19,200,000 (48,000)	当社の従業員
江川 裕美子	東京都港区	会社員	400	19,200,000 (48,000)	当社の従業員
深谷 江里子	東京都世田谷区	会社員	400	19,200,000 (48,000)	当社の従業員
大屋 れい子	東京都港区	会社員	100	4,800,000 (48,000)	当社の従業員
西口 類	東京都墨田区	会社員	50	2,400,000 (48,000)	当社の従業員

(注) 平成26年12月2日開催の取締役会決議により、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記割当株数及び価格(単価)は分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

第5回新株予約権の付与（ストック・オプション）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
粟飯原 俊介	東京都新宿区	会社員	200	13,000,000 (65,000)	当社の従業員
外所 美知子	東京都目黒区	会社員	150	9,750,000 (65,000)	当社の従業員
香川 憲昭	神奈川県川崎市宮前区	会社員	70	4,550,000 (65,000)	当社の従業員
Tape Tyler Andrew	東京都新宿区	会社員	50	3,250,000 (65,000)	当社の従業員
印南 聡志	東京都江東区	会社員	50	3,250,000 (65,000)	当社の従業員
菅原 良太	東京都渋谷区	会社員	50	3,250,000 (65,000)	当社の従業員
瀨田 智子	東京都港区	会社員	50	3,250,000 (65,000)	当社の従業員
サンドバーグ 翔 ジョ ナサン カール	東京都目黒区	会社員	50	3,250,000 (65,000)	当社の従業員
小出 幸典	東京都渋谷区	会社員	30	1,950,000 (65,000)	当社の従業員
榎本 敏丸	東京都世田谷区	会社員	30	1,950,000 (65,000)	当社の従業員
樋口 剛	東京都大田区	会社員	20	1,300,000 (65,000)	当社の従業員

(注) 平成26年12月2日開催の取締役会決議により、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記割当株数及び価格(単価)は分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

第6回新株予約権の付与（ストック・オプション）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
河野 秀治	東京都千代田区	会社員	550	35,750,000 (65,000)	当社の従業員

(注) 平成26年12月2日開催の取締役会決議により、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記割当株数及び価格(単価)は分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
木村 新司 (注) 2	Orchard Boulevard, Singapore	8,620,000	41.12
KDDI株式会社 (注) 2	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	3,550,000	16.93
ジャフコSV4 共有投資事業有限責任組合 (注) 2	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,130,000	10.16
福島 良典 (注) 1, 2	東京都中央区	740,000 (290,000)	3.53 (1.38)
吉田 宏司 (注) 2, 4	東京都文京区	740,000 (290,000)	3.53 (1.38)
関 喜史 (注) 2, 4	東京都中央区	740,000 (290,000)	3.53 (1.38)
垣内 伸也 (注) 2, 4	神奈川県川崎市中原区	700,000	3.34
B Dash Fund 2号投資事業有限責任組合 (注) 2	東京都港区虎ノ門五丁目11番2号	478,000	2.28
竹谷 祐哉 (注) 3	東京都港区	440,000 (240,000)	2.10 (1.14)
石橋 雅和 (注) 2, 3	東京都中野区	400,000 (100,000)	1.91 (0.48)
B Dash Fund 1号投資事業有限責任組合 (注) 2	東京都港区虎ノ門五丁目11番2号	400,000	1.91
三尾 正人 (注) 2	東京都大田区	300,000	1.43
松本 勇氣 (注) 4	東京都港区	300,000 (300,000)	1.43 (1.43)
伊藤 光茂 (注) 3	東京都港区	260,000 (250,000)	1.24 (1.19)
長島 徹弥 (注) 4	東京都港区	200,000 (200,000)	0.95 (0.95)
イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合	東京都港区六本木四丁目11番4号	150,000	0.72
佐藤 完	東京都世田谷区	100,000	0.48
千葉 久義 (注) 4	東京都港区	80,000 (80,000)	0.38 (0.38)
河野 秀治 (注) 4	東京都千代田区	55,000 (55,000)	0.26 (0.26)
株式会社オプト	東京都千代田区四番町6	40,000	0.19
株式会社セプテーニ	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号	40,000	0.19
篠原 照樹 (注) 4	東京都大田区	40,000 (40,000)	0.19 (0.19)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
久保 光証(注)4	東京都港区	40,000 (40,000)	0.19 (0.19)
三國 慎(注)4	東京都品川区	40,000 (40,000)	0.19 (0.19)
森 浩明(注)4	神奈川県茅ヶ崎市	40,000 (40,000)	0.19 (0.19)
杉本 正純(注)4	東京都大田区	40,000 (40,000)	0.19 (0.19)
有井 俊祐(注)4	東京都港区	40,000 (40,000)	0.19 (0.19)
大屋 れい子(注)4	東京都港区	40,000 (40,000)	0.19 (0.19)
黒川 洋(注)4	東京都北区	40,000 (40,000)	0.19 (0.19)
江川 裕美子(注)4	東京都港区	40,000 (40,000)	0.19 (0.19)
深谷 江里子(注)4	東京都港区	40,000 (40,000)	0.19 (0.19)
栗飯原 俊介(注)4	東京都新宿区	20,000 (20,000)	0.10 (0.10)
青木 直子(注)4	埼玉県さいたま市見沼区	20,000 (10,000)	0.10 (0.05)
外所 美知子(注)4	東京都目黒区	15,000 (15,000)	0.07 (0.07)
香川 憲昭(注)4	神奈川県川崎市宮前区	7,000 (7,000)	0.03 (0.03)
西口 類(注)4	東京都中央区	5,000 (5,000)	0.02 (0.02)
Tape Tyler Andrew(注)4	東京都新宿区	5,000 (5,000)	0.02 (0.02)
印南 聡志(注)4	東京都江東区	5,000 (5,000)	0.02 (0.02)
菅原 良太(注)4	東京都渋谷区	5,000 (5,000)	0.02 (0.02)
瀧田 智子(注)4	東京都港区	5,000 (5,000)	0.02 (0.02)
サンドバーグ 翔 ジョナサン カー ル(注)4	東京都目黒区	5,000 (5,000)	0.02 (0.02)
小出 幸典(注)4	東京都品川区	3,000 (3,000)	0.01 (0.01)
榎本 敏丸(注)4	東京都世田谷区	3,000 (3,000)	0.01 (0.01)
樋口 剛(注)4	東京都大田区	2,000 (2,000)	0.01 (0.01)
計		20,963,000 (2,585,000)	100.00 (12.33)

(注)1. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)

2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

3. 特別利害関係者等(当社の取締役)

4. 当社の従業員

5. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成27年3月17日

株式会社Gunosy
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大田原 吉 隆指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 南 伸 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Gunosyの平成25年6月1日から平成26年5月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Gunosyの平成26年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年5月28日開催の取締役会において、第三者割当による新株発行を決議し、平成26年5月30日に一部払込が完了し、残りは平成26年6月6日、平成26年6月30日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出
会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年3月17日

株式会社Gunosy
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大田原 吉 隆

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 南 伸 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Gunosyの平成24年11月14日から平成25年5月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Gunosyの平成25年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年7月9日開催の臨時株主総会において、第三者割当による新株式発行を決議し、平成25年7月12日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出
会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年3月17日

株式会社Gunosy
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大田原 吉 隆指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 南 伸 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社Gunosyの平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第3期事業年度の第2四半期会計期間(平成26年9月1日から平成26年11月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成26年6月1日から平成26年11月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社Gunosyの平成26年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。